

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <table border="1"> <caption>図3 要員参集シミュレーション結果 (徒歩移動のみ) (2/2)</caption> <thead> <tr> <th>シナリオ</th> <th>3.0時間以内</th> <th>3.0~10.0時間</th> <th>10.0時間以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日日中</td> <td>109</td> <td>37</td> <td>349</td> <td>349</td> </tr> <tr> <td>休日夜間</td> <td>100</td> <td>49</td> <td>348</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>大型連休日中</td> <td>84</td> <td>44</td> <td>366</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>大型連休夜間</td> <td>88</td> <td>43</td> <td>364</td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2022年5月2日、2022年5月6日は平日だが、発電所が休日体制であるため、休日とした。 (d) 2022年4月29日(金)～2022年5月8日(日)</p> <p>※：調査の対象期間中の所在場所を回答してもらった。所在場所から徒歩移動による要員参集シミュレーションについては以下の事項を考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在場所から共和町宮丘地区（集合場所）までの区間における徒歩移動速度は、要員参集の検証結果を考慮し、保守的に4 km/hとした。 ・共和町宮丘地区（集合場所）から緊急時対策所までの区間は、徒歩による大和門扉ルートを経由したルートとし、参集時間は、要員参集の検証結果を考慮し、保守的に3時間とした。 ・所在場所での出発準備時間：30分 ・集合場所での情報収集時間：30分 <p>※：棒グラフ内の数値は、発電所災害対策要員の人数を示す。</p> <p>第3図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）（2／2）</p>	シナリオ	3.0時間以内	3.0~10.0時間	10.0時間以上	合計	休日日中	109	37	349	349	休日夜間	100	49	348	348	大型連休日中	84	44	366	366	大型連休夜間	88	43	364	364	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】要員参集調査方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、要員の所在場所（共和町宮丘地区、岩内町等）を調査し、徒歩移動のみの場合、所在場所から10時間以内に参集可能であることを確認している。
シナリオ	3.0時間以内	3.0~10.0時間	10.0時間以上	合計																								
休日日中	109	37	349	349																								
休日夜間	100	49	348	348																								
大型連休日中	84	44	366	366																								
大型連休夜間	88	43	364	364																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2) 要員参集調査から、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の重大事故等に対処する要員は事象発生から約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名[※]）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</p> <p>※：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>a. (1) 要員の想定参集時間、及び(2) 要員参集調査から、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の発電所災害対策要員は事象発生から約10時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、10時間以内に参集可能な発電所災害対策要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（27名[※]）は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認した。</p> <p>b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、事象発生後3時間以内に参集する代替非常用発電機等への給油活動を行う要員2名を共和町宮丘地区に拘束する。</p> <p>※：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集時間の相違 <p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。 <p>【女川及び島根】参集要員の人数の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、12時間以内に参集要員27名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数は相違するが、女川及び島根と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。 <p>【女川及び島根】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、有効性評価にて期待する給油作業は発電所構外の参集要員に期待する。


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">＜参考2＞</p> <p style="text-align: center;">大和門扉ルートを使用した要員参集について</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用している茶津門扉ルートに加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉ルートを確保している。大和門扉ルートを第1図（紫実線）に示す。</p> <p>また、大和門扉ルート上の送電鉄塔の倒壊を想定し、第二大和門扉を通過する徒歩にて迂回するルートを確保している。（第1図（緑実線））</p>  <p>※：①～⑥は大和門扉ルートの撮影箇所</p>  <p style="text-align: center;">第1図 大和門扉ルート</p> <p>1. 大和門扉ルートの運用等 大和門扉ルートを使用した要員参集の運用については、以下のとおりであり、これらの運用については社内規程に定めている。</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、参考2に大和門扉ルートに係る補足、要員参集の検証結果等について整理した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報が発表された場合は、中央制御室の運転員から守衛所の警備員に連絡する。 ● 連絡を受けた警備員は、大和門扉及び展望台上門扉を開放し、大和門扉を経由して緊急時対策所まで参集するルートを通行可能とする。 ● 警戒事態となれば、発電所長は社員に非常招集をかける。また、社員は、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町、神恵内村）において震度5弱以上の地震、大津波警報が発表されれば、自動的に参集する運用としている。 ● 大和門扉ルートの始点となる共和町宮丘地区から終点となる大和門扉までの間の道路地権者は共和町、泊村及び当社であり、共和町及び泊村からは道路の使用許可を文書で取り交わしている。また、ルート上の橋梁の崩落、送電鉄塔の倒壊等により迂回するルートについても当社所有地に確保している。 ● 大和門扉ルートの道路上には共和町及び泊村がチェーンを取付けているが、共和町及び泊村より鍵を貸与されており、当社社員が通行する場合には、開錠してチェーンを外し通行する運用としている。 ● 鍵は参集する社員の集合場所となっている当社の社員寮（エナメゾン共和寮、柏木寮）に保管している。 ● 今後、道路の拡幅や整地等を行う場合には、地権者、並びに道路管理者である共和町及び泊村との協議の上実施することとなる。 ● 共和町宮丘地区からの要員参集用としてクローラー車（1台）を配備し、要員参集の効率化を図っている。（最大登坂斜度：30度、最高速度：60km/h） <div data-bbox="1941 1222 2457 1591" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">クローラー車</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大和門扉ルートは、緊急時に使用するルートであることから、積雪対策として、積雪量が10cmを超えることが予想される場合又は積もった場合に除雪する運用としている。なお、発電所構内のアクセスルートの除雪を行う場合には、大和門扉ルートより優先して行う。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 大和門扉ルート上における橋梁の崩落等時に通行する参集ルートについて</p> <p>大和門扉ルート上の橋梁の崩落等が発生し、通行ができない場合には、徒歩で迂回するルートを設定する。（第2図）</p>  <p>水路橋、ボックスカルバートは徒歩により迂回可能</p>  <p>①水路橋</p>  <p>②ボックスカルバート</p>  <p>③迂回ルート（徒歩）進行方向</p>  <p>④冬季における徒歩による迂回の様子</p>  <p>⑤冬季・夜間における徒歩による迂回の様子</p> <p>第2図 水路橋及びボックスカルバートの通行不可時の徒歩による迂回（イメージ図）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙補足2</p> <p style="text-align: center;">参集訓練の実施結果について</p> <p>1. 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集性を評価するため参集訓練を実施した。 集合場所である緑ヶ丘施設から緊急時対策所に参集する時間を実際に計測して、移動速度を算出した。 この結果から、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集するための移動速度を設定した。</p> <p>2. 参集訓練の実施 参集訓練の実施に当たっての条件と実施結果を以下に示す。 (1) 参集訓練の実施概要 ・移動経路は、通常参集ルートである一矢入口及び本谷入口、迂回ルートである宇中入口及び内カネ入口を通過して発電所にアクセスする4ルートを設定して実施。(第1図) ・移動速度の計測は、移動手段を徒歩として実施。 ・各コースとも2名/組で実施。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 集合場所（緑ヶ丘施設）からの参集訓練ルート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<p>3. 要員参集の検証結果</p> <p>(1) 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する発電所災害対策要員の参集性を評価するため要員参集の検証を実施した。 検証については、集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までの区間、及び岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間について、参集する時間を実際に計測した。 この結果から、事象発生から3時間以内に給油活動を行う要員、12時間以内に発電所災害対策要員が発電所外から参集可能であることを確認した。 なお、共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までの区間については、緊急時に使用するルートであることから、計画的に参集訓練を実施する。</p> <p>(2) 共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までの区間の検証 a. 実施概要 ・移動経路は、共和町宮丘地区から大和門扉を経由して緊急時対策所にアクセスするルート（紫実線）にて実施。(第1図) ・検証結果等を第1表に示す。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・島根は、集合場所から緊急時対策所までの徒歩による参集訓練の実施結果を記載している。 ・泊は、『集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し、緊急時対策所までの区間』及び『岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間』について、徒歩による要員参集の検証結果を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>(2) 参集訓練の実施結果</p> <p>第1表 参集訓練の実績結果（令和元年11月22日実施）</p> <table border="1" data-bbox="943 296 1748 661"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>移動手段</th> <th>実際の移動距離</th> <th>参集時間</th> <th>実際の移動速度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一矢ルート</td> <td>徒歩</td> <td>5.7km</td> <td>80分</td> <td>4.3 km/h (72 m/min)</td> <td>通常ルート</td> </tr> <tr> <td>②本谷ルート</td> <td>徒歩</td> <td>9.0km</td> <td>110分</td> <td>4.9 km/h (82 m/min)</td> <td>通常ルート</td> </tr> <tr> <td>③宇中ルート</td> <td>徒歩</td> <td>11.4km</td> <td>169分</td> <td>4.0 km/h (67 m/min)</td> <td>迂回ルート</td> </tr> <tr> <td>④内カネルート</td> <td>徒歩</td> <td>7.0km</td> <td>99分</td> <td>4.2 km/h (70 m/min)</td> <td>迂回ルート</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均移動速度</td> <td colspan="4">4.4 km/h (73 m/min)</td> </tr> </tbody> </table>	ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考	①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート	②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート	③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート	④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート	平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)				<p>第1表 検証結果等</p> <table border="1" data-bbox="1804 310 2564 972"> <thead> <tr> <th>日時、気象条件等</th> <th>検証実施者</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間 天候：雪 2018年1月31日 18:05～ 積雪（道路）： 10～20cm程度 風速：2.4m/s 気温：-6.0℃</td> <td>20代～50代 (13名)</td> <td>1時間14分</td> </tr> <tr> <td>夜間 天候：くもり 2019年2月27日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：8.9m/s 気温：1.0℃</td> <td>40代、50代 (10名)</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>夜間 天候：くもり 2020年2月17日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：2.1m/s 気温：1.9℃</td> <td>20代～50代 (10名)</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	日時、気象条件等	検証実施者	所要時間	夜間 天候：雪 2018年1月31日 18:05～ 積雪（道路）： 10～20cm程度 風速：2.4m/s 気温：-6.0℃	20代～50代 (13名)	1時間14分	夜間 天候：くもり 2019年2月27日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：8.9m/s 気温：1.0℃	40代、50代 (10名)	1時間	夜間 天候：くもり 2020年2月17日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：2.1m/s 気温：1.9℃	20代～50代 (10名)	1時間	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、集合場所から緊急時対策所までの徒歩による参集訓練の実施結果を記載している。 泊は、『集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を經由し、緊急時対策所までの区間』について、徒歩による要員参集の検証結果を記載している。 また、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間についても、徒歩による要員参集の検証を実施しており、検証結果については、参考2（3）第2表に記載している。
ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考																																														
①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート																																														
②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート																																														
③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート																																														
④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート																																														
平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)																																																	
日時、気象条件等	検証実施者	所要時間																																																	
夜間 天候：雪 2018年1月31日 18:05～ 積雪（道路）： 10～20cm程度 風速：2.4m/s 気温：-6.0℃	20代～50代 (13名)	1時間14分																																																	
夜間 天候：くもり 2019年2月27日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：8.9m/s 気温：1.0℃	40代、50代 (10名)	1時間																																																	
夜間 天候：くもり 2020年2月17日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：2.1m/s 気温：1.9℃	20代～50代 (10名)	1時間																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 参集訓練の評価</p> <p>第1表の参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は73m/min (4.4km/h) と算出され、本訓練の評価用歩行速度を67m/min (4.0km/h) で設定した。</p> <p>また、上記の参集性の評価に当たっては、測定結果に交通事情や道路条件及び道路上に発生した障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る移動速度を67m/min (4.0km/h) とした。</p>	<p>b. 評価</p> <p>第1表の検証結果等より、条件の厳しい冬季、夜間においても徒歩での共和町宮丘地区から大和門扉を経由して緊急時対策所までの所要時間は最大で1時間14分であった。</p> <p>また、要員参集の想定時間は、検証結果に道路条件及び道路上に発生した橋梁の崩落や送電鉄塔の倒壊等の障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る所要時間を3時間と設定した。</p>	<p>【島根】要員参集の検証における評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、集合場所から緊急時対策所までの参集ルートにおいて参集訓練を行い、その結果から保守的に参集に係る移動速度を4.0km/hと設定している。 ・島根は、発電所から10km地点に所在する要員の参集時間については、移動速度を4.0km/h、発災後30分後に自宅を出発することを考慮し、6.5時間と設定している。 ・泊は、集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までルートにおいて、要員参集の検証を行い、その結果から3時間以内に要員が参集可能であることを確認した。


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 参集訓練の様子 参集訓練の様子を第2図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>一矢ルート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>本谷ルート</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>宇中ルート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>内カネルート</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第2図 参集訓練の様子</p>	<p>c. 検証の様子 冬季、夜間に実施した要員参集の検証の様子を第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>※：道路に反射標識（ポール）を設置（赤矢印）</p> </div> <p style="text-align: center;">第3図 要員参集の検証の様子</p> <p>(3) 岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から共和町宮丘地区までの区間の検証</p> <p>a. 実施概要 移動経路は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）※から最も距離が長くなるルートにて実施。（第4図）</p> <p>※：発電所災害対策要員の主な居住地である岩内町において、津波による被害を想定し、岩内町の避難場所の一つである岩内町高台地区の岩内町地域交流センターを出発地点として設定。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間について、徒歩による要員参集の検証結果を記載している。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		 <p>※：①～⑥は検証の様子撮影箇所（第5図）</p> <p>第4図 岩内町高台地区から共和町宮丘地区（集合場所）までの要員参集の検証ルート</p> <p>第2表 検証結果等</p> <table border="1" data-bbox="1783 1178 2591 1493"> <thead> <tr> <th colspan="2">日時、気象条件等</th> <th>検証実施者</th> <th>所要時間・距離</th> <th>歩行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天候： 午前中は おおむね 晴れ、午 後は曇り 一時雪</td> <td>2021年12月21日 気温： 2.7℃（最高気 温）、0.7℃（最低 気温） 積雪：約14cm</td> <td>6名 （20代1名、30代 1名、40代1名、 50代2名、60代1 名）</td> <td>3時間34分 約19km</td> <td>約5.3km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 評価 第2表の検証結果等より、条件の厳しい冬季においても徒歩での岩内町高台地区から集合場所である共和町宮丘地区までの所要時間は最大で約3時間34分であった。</p>	日時、気象条件等		検証実施者	所要時間・距離	歩行速度	天候： 午前中は おおむね 晴れ、午 後は曇り 一時雪	2021年12月21日 気温： 2.7℃（最高気 温）、0.7℃（最低 気温） 積雪：約14cm	6名 （20代1名、30代 1名、40代1名、 50代2名、60代1 名）	3時間34分 約19km	約5.3km/h	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間について、徒歩による要員参集の検証結果を記載している。</p>
日時、気象条件等		検証実施者	所要時間・距離	歩行速度									
天候： 午前中は おおむね 晴れ、午 後は曇り 一時雪	2021年12月21日 気温： 2.7℃（最高気 温）、0.7℃（最低 気温） 積雪：約14cm	6名 （20代1名、30代 1名、40代1名、 50代2名、60代1 名）	3時間34分 約19km	約5.3km/h									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 検証の様子 冬季に実施した要員参集の検証の様子を第5図に示す。</p>  <p>第5図 要員参集の検証の様子</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間について、徒歩による要員参集の検証結果を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) まとめ</p> <p>要員参集の検証結果、以下の条件等を踏まえ、事象発生後12時間を目途に参集することが可能な地域について整理した。</p> <p>a. 条件等</p> <p>①事象発生後12時間を目途に参集要員を確保する必要があるため、保守的に参集目途時間を10時間とする。</p> <p>②所在場所から集合場所（共和町宮丘地区）までの徒歩移動速度は、4.0km/h*と想定。</p> <p>③所在場所での出発準備時間として30分を考慮。</p> <p>④集合場所での情報収集、装備品及び携行資機材の準備等（休息含む。）に30分を考慮。</p> <p>⑤集合場所（共和町宮丘地区）から発電所構内の緊急時対策所までの区間は、大和門扉ルートを使用した要員参集の検証実績を考慮し保守的に3時間とする。</p> <p>⑥長時間の移動を考慮して、55分移動して5分の休憩を想定。</p> <p>※：歩行実績約5.3km/hに対して、悪天候時の影響を考慮し保守的に4.0km/hとする。</p> <p>b. 集合場所までの移動に使用可能な時間 =【参集目途時間】-【【出発準備時間】+【集合場所での情報収集時間】+【集合場所から発電所までの移動に要する時間】】 =10(h)-【【0.5(h)】+【0.5(h)】+【3(h)】】 =6(h)</p> <p>c. 集合場所までの徒歩での移動可能距離 =6(h)×4(km/h)×55(min)/60(min)=22km</p> <p>d. 岩内町から集合場所までの距離が最も長くなるよう設定した要員参集の検証ルートが約19kmであること及び大きく迂回する形となっていることを踏まえ、発電所から半径12.5km圏内にある共和町宮丘地区、共和町（宮丘地区を除く）、岩内町及び泊村滝ノ澗地区を参集可能地域と設定した。</p>	<p>【島根】要員参集の検証における評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、事象発生後12時間を目途に参集要員を確保することとしており、保守的に参集時間を10時間と設定している。 ・出発準備時間、休憩等を考慮し、集合場所までの徒歩での移動可能距離は22kmとなることから、事象発生後12時間を目途に参集することが可能な地域は、要員参集の検証ルートの距離等から発電所から半径12.5km圏内と設定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙補足1</p> <p style="text-align: center;">鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊と参集ルートについて 発電所周囲には500kV、220kV及び66kVの送電鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。(第1図) 送電線の脱落及び断線、あるいは送電鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所に参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定して通行する。 ・大津波警報発生の有無 ・倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状況及び送電線の停電状況 ・上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況</p> <div data-bbox="952 1142 1748 1696" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 発電所周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p> <div data-bbox="1062 1780 1748 1843" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p style="text-align: right;">＜参考3＞</p> <p style="text-align: center;">鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊と参集ルートについて 発電所周囲には275kV及び66kVの送電鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。(第1図) 送電線の脱落及び断線、あるいは送電鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所に参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定して通行する。 ・大津波警報発生の有無 ・倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状況及び送電線の停電状況 ・上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況</p> <div data-bbox="1783 1115 2599 1696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1図 発電所周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p> </div>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、発電所近傍にある送電鉄塔の倒壊による障害を想定した参集ルートの設定を行い、送電鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を参考3に整理している。(島根と同様) 【島根】倒壊を想定する送電鉄塔の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 66kV No. 54-甲及び No. 54-乙送電鉄塔が倒壊した場合 発電所進入道路を阻害することになる 66kV No. 54-甲及び No. 54-乙送電鉄塔の倒壊が起きて、これらの送電鉄塔を迂回することでアクセスすることは可能である。(第2図)</p> <div data-bbox="982 575 1703 1220" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>第2図 一矢入口周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p> <div data-bbox="1062 1346 1748 1409" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p>(1) 275kV送電鉄塔が倒壊した場合 発電所進入道路を阻害することになる275kV送電鉄塔の倒壊が起きても、第二大和門扉を通過するルートによりこれらの送電鉄塔、送電線等を迂回することでアクセスすることは可能である。(第1図)</p> <p>(2) 66kV鉄塔が倒壊した場合 51m倉庫車庫エリア付近に設置されている66kV泊支線 No. 5送電鉄塔の倒壊が起きて、これらの送電鉄塔、送電線等を迂回することでアクセスすることは可能である。(第2図)</p> <div data-bbox="1813 575 2561 1171" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> </div> <p>第2図 51m倉庫車庫エリア付近の参集ルートと送電鉄塔の位置</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・泊は、発電所周囲に設置している275kV及び66kVの送電鉄塔が倒壊した場合を想定し、迂回ルートを設定している。島根は、66kV送電鉄塔のみであるが、送電鉄塔が倒壊した場合、送電鉄塔を迂回することで参集可能となることについては同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{※1} 強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{※1}</p>  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p>  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【出典】</p> <p>※1：電力安全小委員会送電線鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書（平成14年11月28日）</p> <p>※2：原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（平成24年3月）</p> </div> <p style="text-align: center;">第3図 自然災害による送電鉄塔の倒壊事例</p> <p>重大事故等に対処する要員は、送電線の停電など安全を確認した上で、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を、離隔距離を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{※1} 強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{※1}</p>  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p>  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【出典】</p> <p>※1：電力安全小委員会送電線鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書（平成14年11月28日）</p> <p>※2：原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（平成24年3月）</p> </div> <p style="text-align: center;">第3図 自然災害による送電鉄塔の倒壊事例</p> <p>発電所災害対策要員は、送電線の停電など安全を確認したうえで、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を、離隔距離を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(14)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>女川原子力発電所の可搬型設備保管場所は第1図のとおりであり、保管場所における可搬型設備（車両型）の配置については第2図、第3図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">補足 (16)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>1. 可搬型設備の配置の考え方</p> <p>各保管エリア内の可搬型設備の配置は、以下事項を満足した必要な離隔距離を確保する設計とすることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の地震による転倒防止及び加振試験による変位量を考慮した離隔距離の確保^{※1} ・竜巻による飛散防止を考慮した固縛^{※2} ・車両火災による他の車両への影響を想定した離隔距離(3.0m以上)の確保^{※3} ・保管場所の敷地境界から3.0m以上の空地の確保^{※4} <p>また、可搬型設備は、作業性及び車両の動線を考慮し、手順毎に設備をまとめて配置する設計とすることから、搬出に支障となることはない。また、車両移動を考慮した通行幅は、アクセスルートに必要な通行幅(3.0m以上^{※5})を確保し、他の可搬型設備と干渉しない設計とすることから、搬出に支障はない。</p> <p>保管エリア毎の可搬型設備の配置を第1～5図に示す。</p> <p>※1： 車両同士の離隔距離は、隣り合う設備の変位量（加振試験にて確認した変位量であり、第1、3、4保管エリアの最大値は約1.5m、第2保管エリアの最大値は約1.8m）の合算値以上とする。</p> <p>なお、車両と構造物（遮蔽壁、コンテナ等）間は、構造物は移動しない（コンテナはボルト固定、免震重要棟は最大変位量を考慮）ことから、車両の変位量以上の離隔距離を確保する。</p> <p>※2： 飛来物発生防止対策エリア内のみを対象とする。</p> <p>※3： 「設置許可基準規則」第六条（外部火災）における評価。保管場所において、車両（可搬型設備）の火災が起こったとしても周囲の車両に影響を及ぼさないことを評価。具体的には、燃料積載量の大きい大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）の火災により熱容量の最も小さいタンクローリ（走行用燃料タンク）が受熱する際に、軽油の温度が許容限界温度となる危険距離を求める。</p> <p>その結果、危険距離は2.2mとなり、可搬型設備間の離隔距離を3.0m以上取ることにより、影響を及ぼすことはないとして評価できる。</p> <p>※4： 可搬型設備には危険物である燃料油や可燃物を含むものがあることから、その保管場所については、「危険物の規則に関する政令」で要求される空地のない対象設備は、同令「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第一項第二号で要求さ</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(12)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>泊発電所の可搬型設備保管場所は第1図のとおりであり、保管場所における可搬型設備（車両型）の配置については第2図に示す。</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとして作成。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

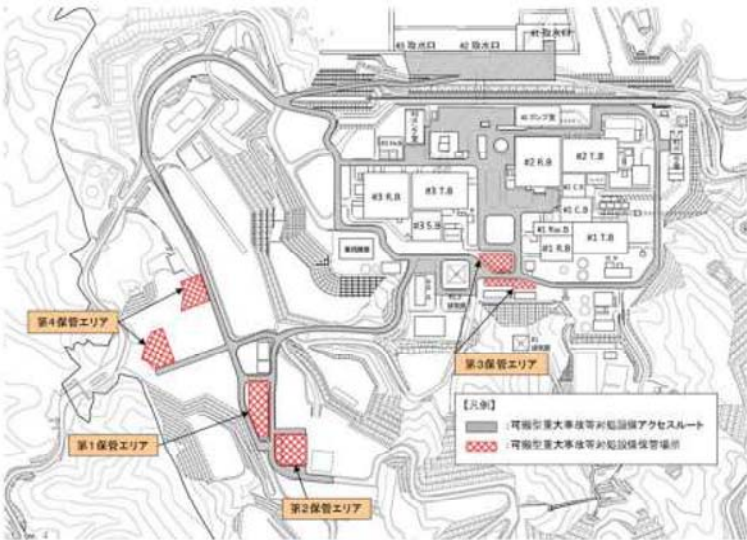
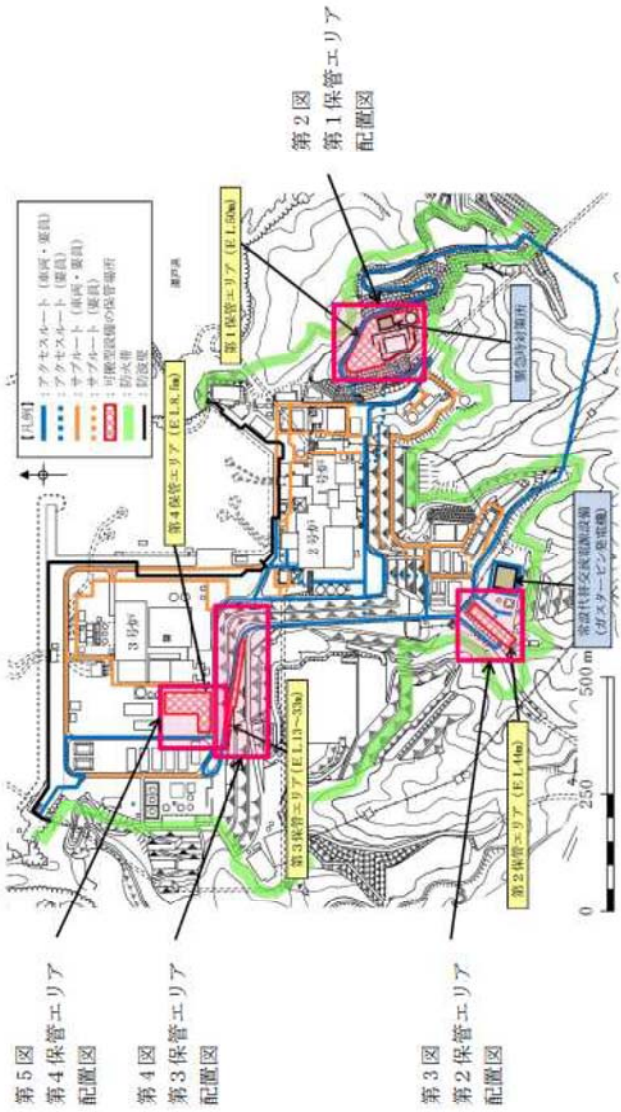
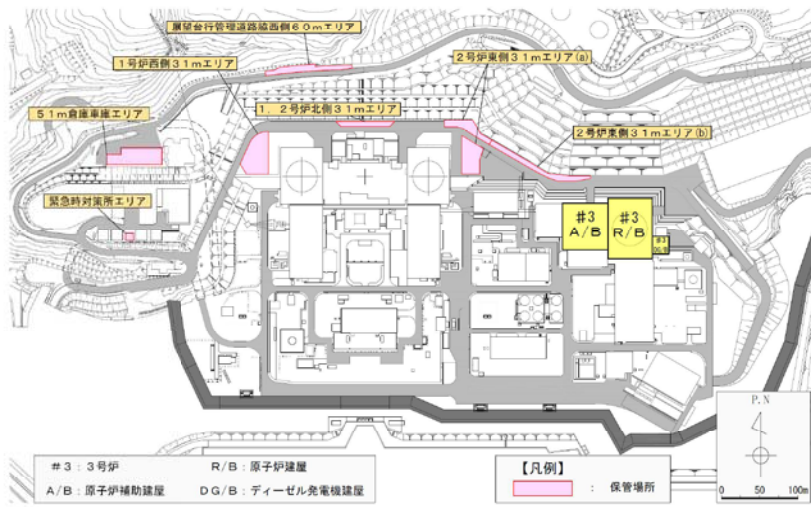
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>れる空地の幅を参考にして、保管場所の敷地境界から3.0m以上の空地を確保する。</p> <p>※5：可搬型設備のうち最大車両幅を有する大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用するホースのうち最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し、設定する。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p> <p>2. 第1保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> 各可搬型設備は、必要な離隔距離を確保したうえで、作業性を考慮して手順毎に使用する設備をまとめて配置する。また、同一手順で使用する可搬型設備同士を必要に応じて縦列配置にする設計とする。 緊急時対策所関連設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット）は、配置場所にて使用するため移動することはない。 第1保管エリア内の通路のうち最も狭い免震重要棟遮蔽壁と緊急時対策所間等においても通路幅は約4mあり、可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）を考慮しても、通行に支障はない。 第1保管エリア内の最小離隔距離は、免震重要棟遮蔽壁と化学消防自動車等間の1.5mであり、地震による変位量を考慮し、互いに干渉しない設計とする。 一部に埋戻部が存在することから、詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端以浅となる場合、噴砂による不陸の影響の評価を実施し、不陸の発生が想定される場合は、あらかじめ路盤補強等の対策を行う。 <p>3. 第2保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）の上部に、淡水送水手順に使用する大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレーナを、必要な離隔距離を確保した上で、縦列配置する設計とする。 中型ホース展張車（150A）は、出入口近傍に配置し、搬出する際に、大量送水車と干渉しない設計とする。 第2保管エリア内の最小離隔距離は、可搬型ストレーナ間の5.6mであり、互いに干渉しない設計とする。 <p>4. 第3保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備毎に、コンクリート基礎を設置し、それぞれ出入口を確保したうえで、他可搬型設備と干渉しない設計とする。 なお、コンクリート基礎は、地震時における各可搬型設備の変位量を考慮した十分な広さを確保し、コンクリート基礎から落下しない設計とする。また、可搬型設備同士は必要な離隔距離を確保する。 第3保管エリア内の最小離隔距離は、可搬型ストレーナ間の2.5m 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

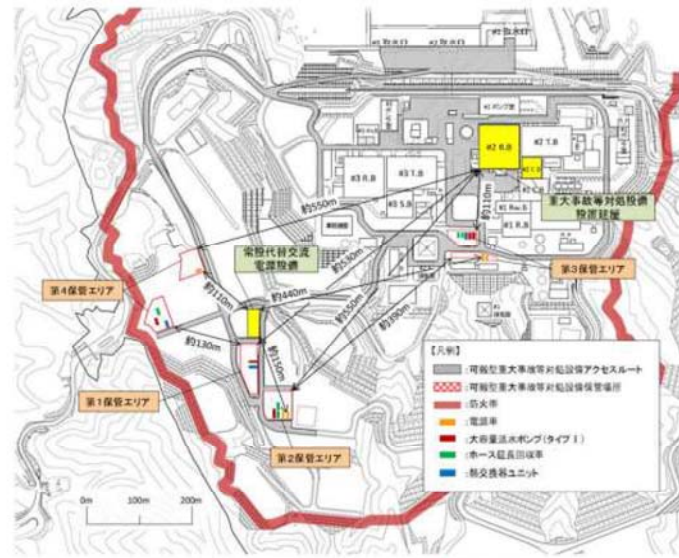
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 可搬型設備保管場所</p> 	<p>であり、互いに干渉しない設計とする。</p> <p>5. 第4保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> 各可搬型設備は、必要な離隔距離を確保したうえで、手順毎に使用する設備をまとめて配置する。また、同一手順で使用する可搬型設備同士を必要に応じて縦列配置にする設計とする。 重大事故等時に、優先的に使用する可搬型設備は、出入口付近に配置する設計とする。 埋戻土上には、可搬型重大事故等対処設備（α及び予備を除く。）は配置しない。 第4保管エリア内の最小離隔距離は、大型送水ポンプ車と大型ホース展張車（300A）間等の3.0mであり、地震による変位量を考慮し、互いに干渉しない設計とする。 可搬型設備（α及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、通行範囲の埋戻土はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから、噴砂による不陸の影響はない。 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p> 	<p>第1図 可搬型設備保管場所</p> 	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

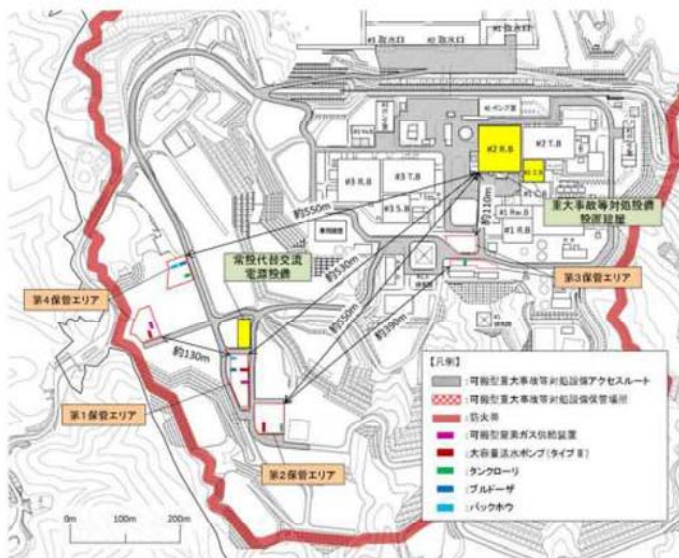
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

第2図 「2n+α」の可搬型設備配置



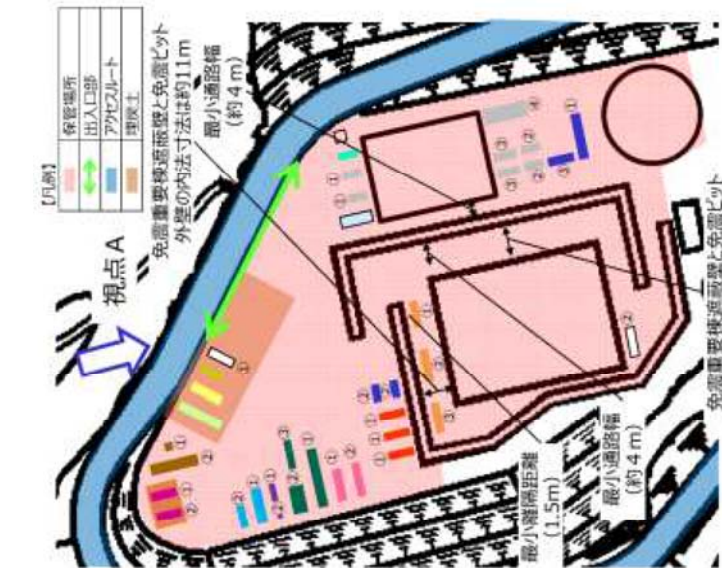
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

第3図 「n」の可搬型設備配置

島根原子力発電所2号炉



視点A



視点A

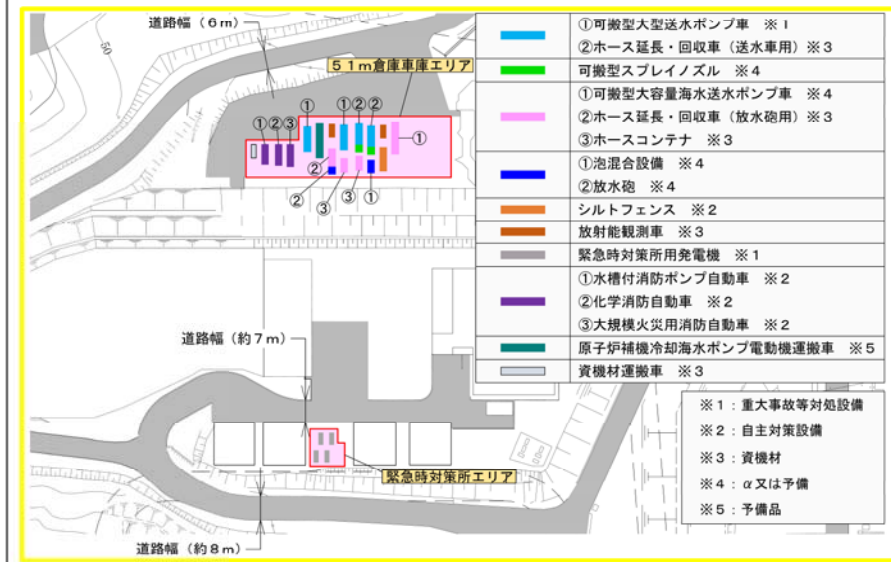
① 可搬型大型海水ポンプ車 ※1	① 可搬型大型海水ポンプ車 ※1
② ホース延長・回収車 (放水用) ※3	② ホース延長・回収車 (放水用) ※3
可搬型スプレインゾル ※4	可搬型スプレインゾル ※4
① 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ※4	① 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ※4
② ホース延長・回収車 (放水用) ※3	② ホース延長・回収車 (放水用) ※3
③ ホースコンテナ ※3	③ ホースコンテナ ※3
① 泡混合設備 ※4	① 泡混合設備 ※4
② 放水砲 ※4	② 放水砲 ※4
シルトフェンス ※2	シルトフェンス ※2
放射能観測車 ※3	放射能観測車 ※3
緊急時対策用発電機 ※1	緊急時対策用発電機 ※1
① 水槽付消防ポンプ自動車 ※2	① 水槽付消防ポンプ自動車 ※2
② 化学消防自動車 ※2	② 化学消防自動車 ※2
③ 大規模火災用消防自動車 ※2	③ 大規模火災用消防自動車 ※2
原子炉補機冷却海水ポンプ電動機運搬車 ※5	原子炉補機冷却海水ポンプ電動機運搬車 ※5
資機材運搬車 ※3	資機材運搬車 ※3

※1：重大事故等対策設備 ※2：自主対策設備 ※3：予備品
 ※4：資機材 ※5：α又は予備

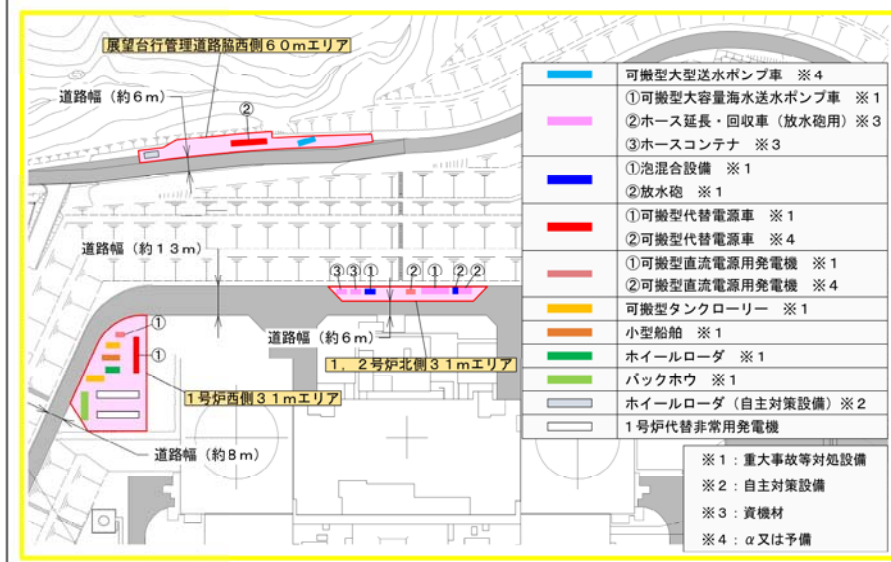
第2図 第1保管エリア 配置図

※ 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉



第2図 保管場所の可搬型設備配置 (1/3)



第2図 保管場所の可搬型設備配置 (2/3)

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違に伴う可搬型設備配置の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="973 441 1083 798" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大型送水車 ※1 ② 中型ホース展開車 (150A) ※2及び100A, 150Aホース ※3 ③ 可搬型ストレート ※1 <p>※1：重大事故等対策設備 ※2：資機材</p> </div> <div data-bbox="1216 241 1558 808" style="text-align: center;"> <p>出入口部長さ 約7m 視点B</p> </div> <div data-bbox="994 871 1632 1522" style="text-align: center;"> <p>最小離隔距離 (5.6m) 視点B</p> </div> <div data-bbox="1662 871 1706 1543" style="font-size: small;"> <p>※ 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> </div> <div data-bbox="1706 787 1751 1165" style="text-align: center;"> <p>第3図 第2保管エリア 配置図</p> </div>	<div data-bbox="1780 241 2597 745" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: x-small;"> <p>①可搬型大型送水ポンプ車 ※1 ②可搬型大型送水ポンプ車 ※4 ③ホース延長・回収車 (送水車用) ※3</p> <p>可搬型スプレインゾル ※1</p> <p>①可搬型代替電源車 ※1 ②可搬型代替電源車 ※4</p> <p>①可搬型直流電源用発電機 ※1 ②可搬型直流電源用発電機 ※4</p> <p>可搬型タンクローリー ※4</p> <p>①シルトフェンス ※1 ②小型船舶 ※4</p> <p>ホイールローダ ※4 バックホウ ※4</p> <p>緊急時対策用発電機 ※4</p> <p>①資機材運搬車 ※3 ②ホイールローダ (自主対策設備) ※2 2号炉代替非常用発電機</p> </div> </div> <div data-bbox="1914 756 2448 798" style="text-align: center;"> <p>第2図 保管場所の可搬型設備配置 (3/3)</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 可搬型設備配置の相違。</p>

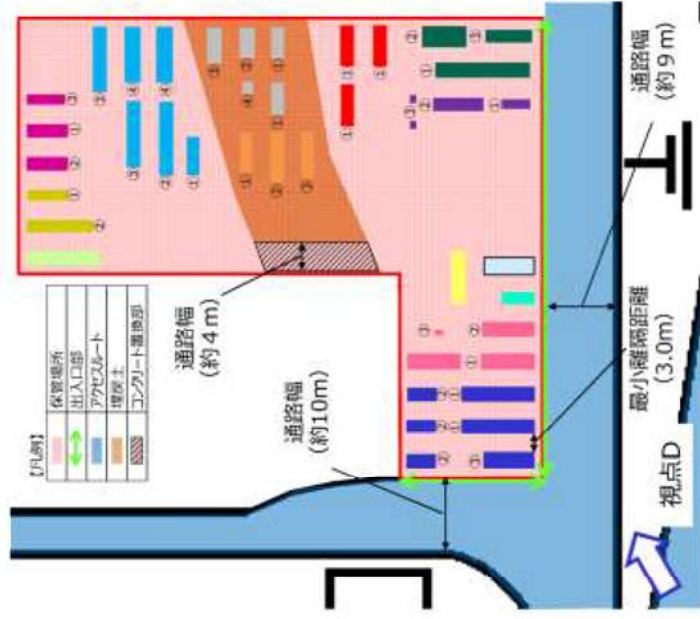

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う可搬型設備配置の相違。</p>

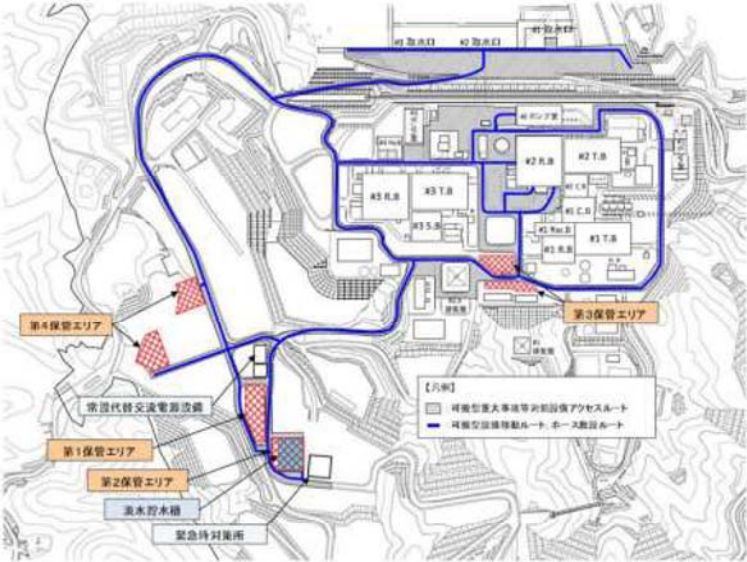
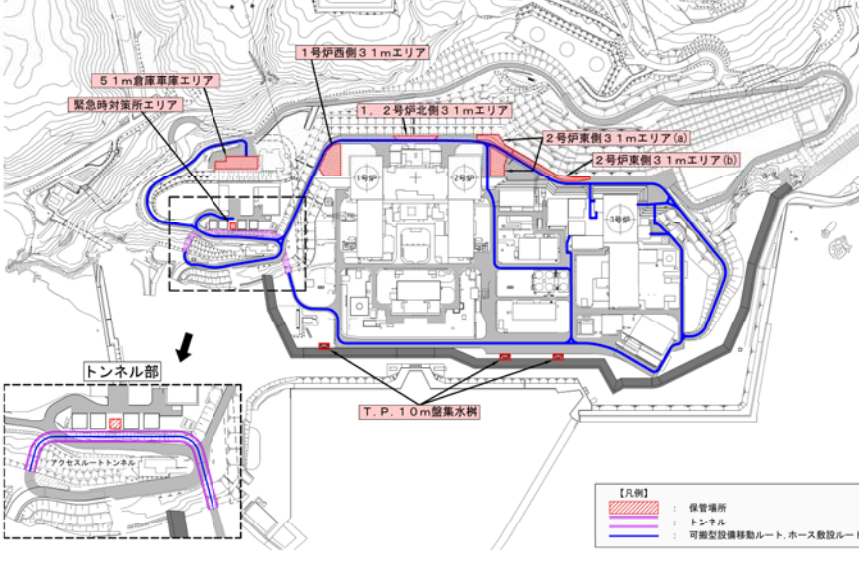
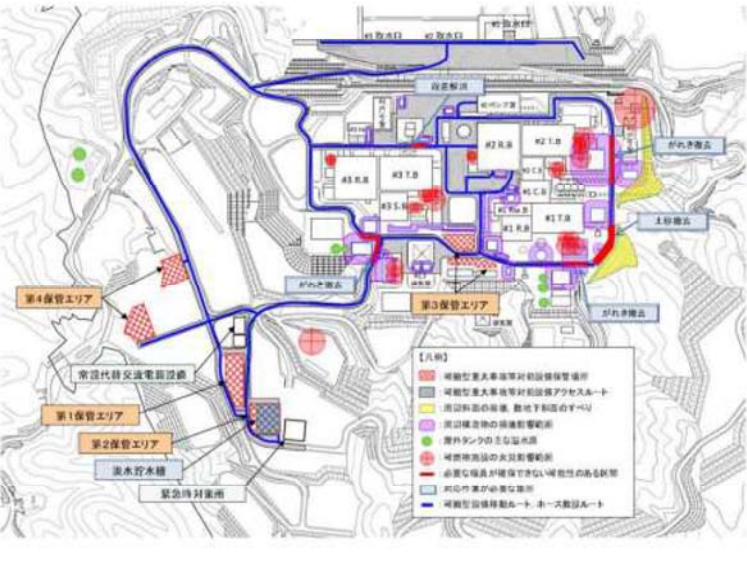

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	 <p>【凡例】</p> <table border="1"> <tr><td>赤</td><td>保管場所</td></tr> <tr><td>青</td><td>出入口部</td></tr> <tr><td>緑</td><td>PPPLシート</td></tr> <tr><td>黄</td><td>埋戻土</td></tr> <tr><td>白</td><td>コンクリート埋戻土</td></tr> </table> <p>通路幅 (約4m) 通路幅 (約10m) 最小離隔距離 (3.0m) 通路幅 (約9m) 視点D</p> <p>※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	赤	保管場所	青	出入口部	緑	PPPLシート	黄	埋戻土	白	コンクリート埋戻土	 <p>出入口部長さ 約2m 出入口部長さ 約8.6m 視点D</p> <p>※1：重大事故等対応設備 ※2：自主対策設備 ※3：腐蝕材 ※4：o又は予備</p>	<p>第5図 第4保管エリア 配置図</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 可搬型設備配置の相違。</p>
赤	保管場所													
青	出入口部													
緑	PPPLシート													
黄	埋戻土													
白	コンクリート埋戻土													

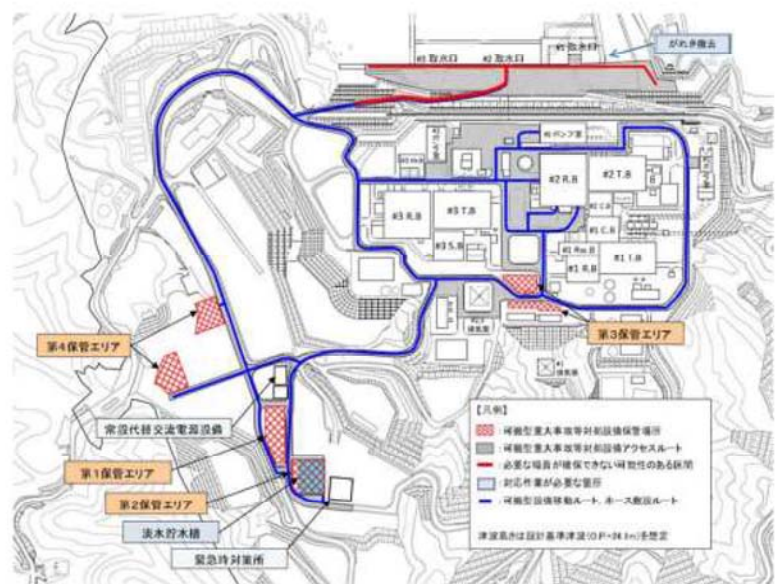
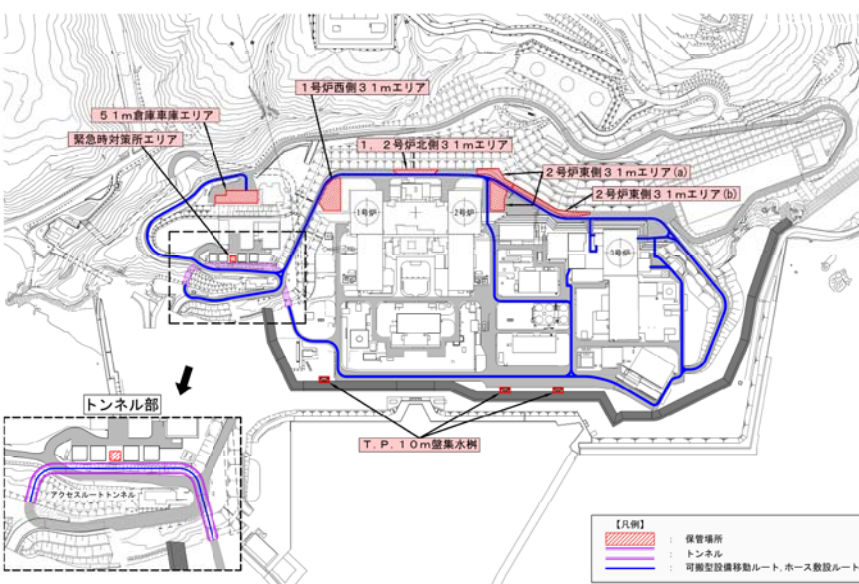
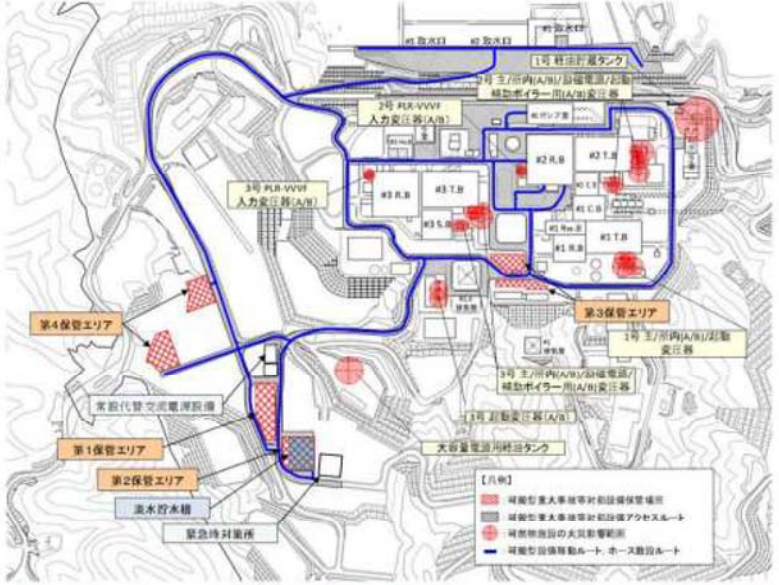
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>補足資料(15)</p> <p>可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p> <p>各可搬型設備ごとの移動及びホース敷設ルートについて第1図～第12図に示す。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>補足資料(13)</p> <p>可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p> <p>各可搬型設備ごとの移動及びホース敷設ルートについて第1図～第8図に示す。</p>	<p>相違理由</p>
 <p>第1図 可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>		 <p>第1図 可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>
 <p>第2図 地震時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>		 <p>第2図 地震時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>

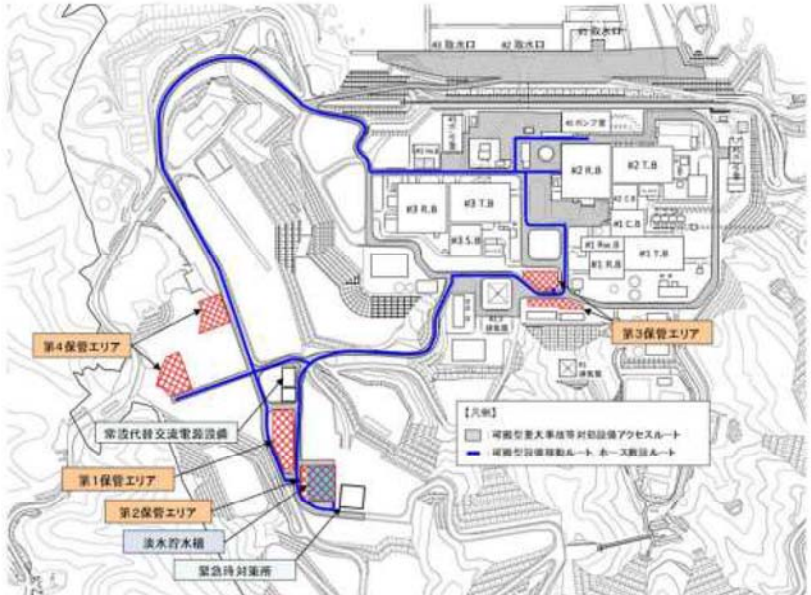
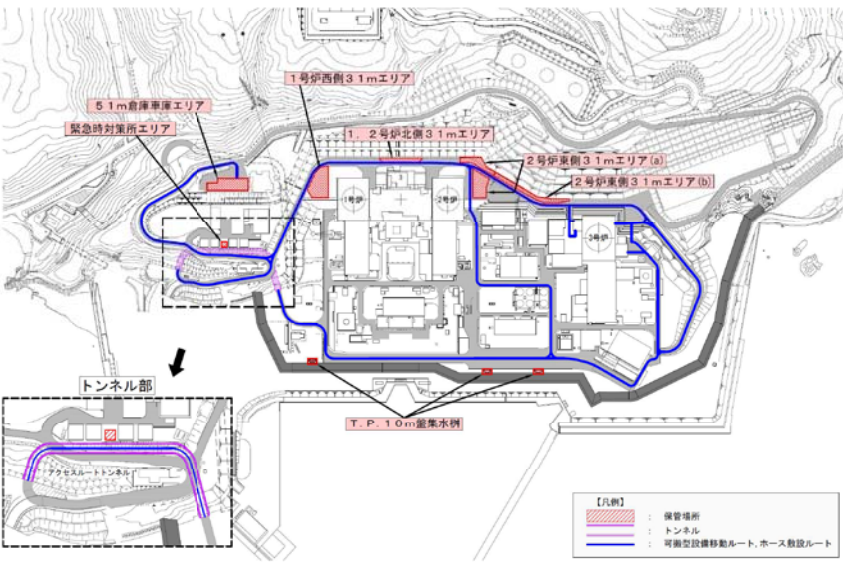
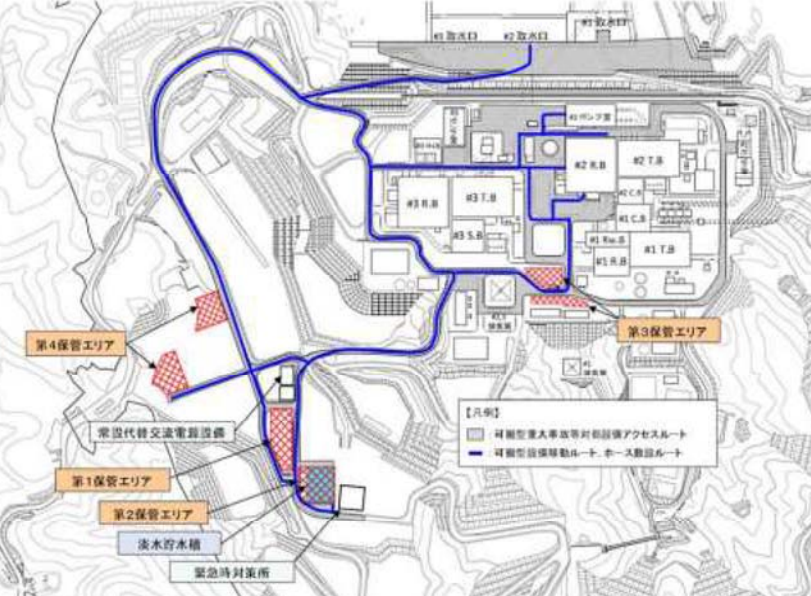
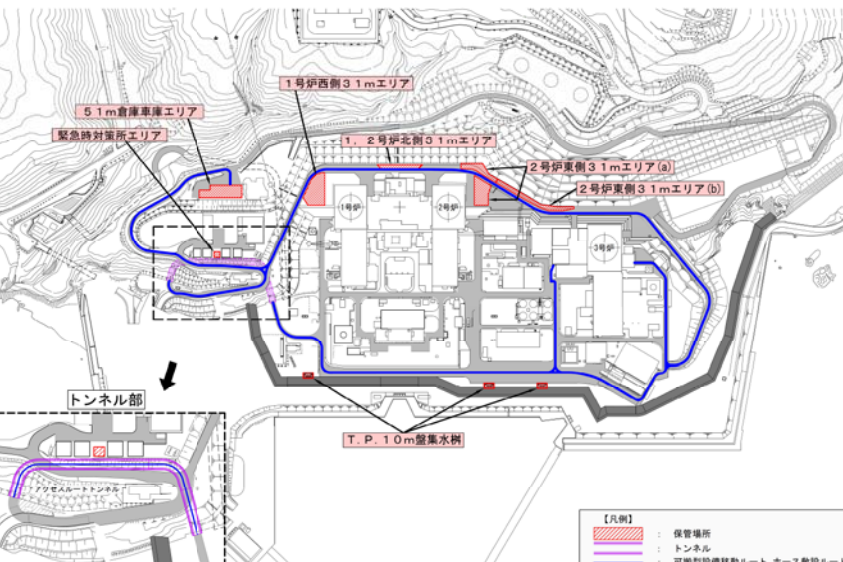
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="89 787 931 829">第3図 津波時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>		 <p data-bbox="1768 787 2605 829">第3図 津波時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>	<p data-bbox="2605 787 2887 903">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>
 <p data-bbox="89 1564 931 1606">第4図 火災時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>		<div data-bbox="1768 987 2605 1533" style="border: 2px solid black; height: 260px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1768 1564 2605 1606">第4図 火災時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p> <p data-bbox="1768 1648 2605 1722">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="2605 1522 2887 1638">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>

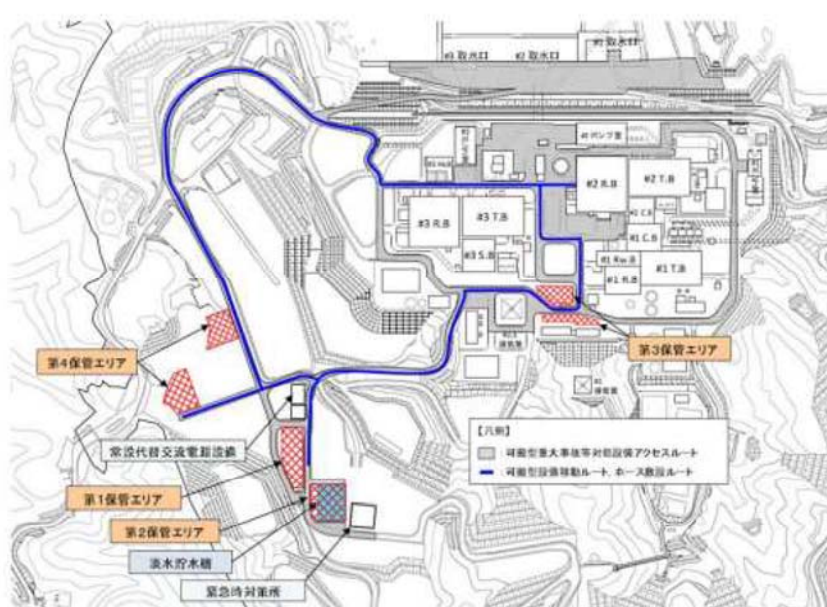
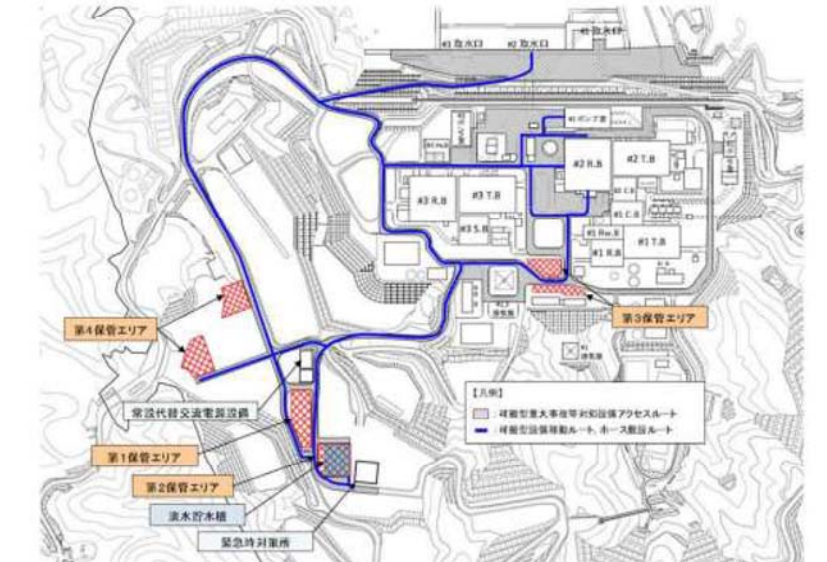
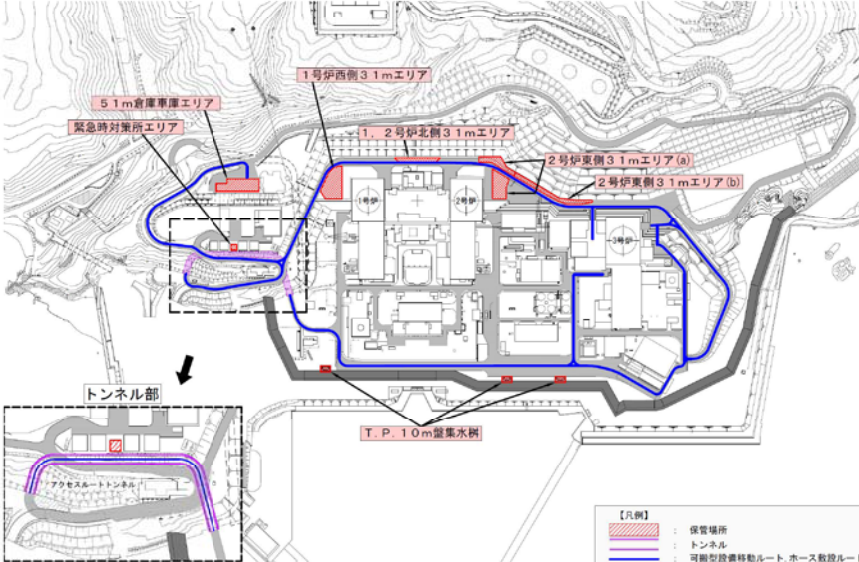
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="207 798 816 871">第5図 大容量送水ポンプ（タイプI）による送水（淡水貯水槽から原子炉建屋及び復水貯蔵タンクへ）</p>		 <p data-bbox="1795 798 2582 913">第5図 可搬型大型送水ポンプ車による注水（代替炉心注水，補助給水ピット／燃料取替用水ピットへの補給及び使用済燃料ピットへの注水）</p>	<p data-bbox="2626 798 2864 913">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>
 <p data-bbox="103 1606 920 1680">第6図 熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）による除熱</p>		 <p data-bbox="1780 1606 2597 1680">第6図 可搬型大型送水ポンプ車による通水（原子炉補機冷却水系統への海水通水）</p>	<p data-bbox="2626 1606 2864 1711">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>

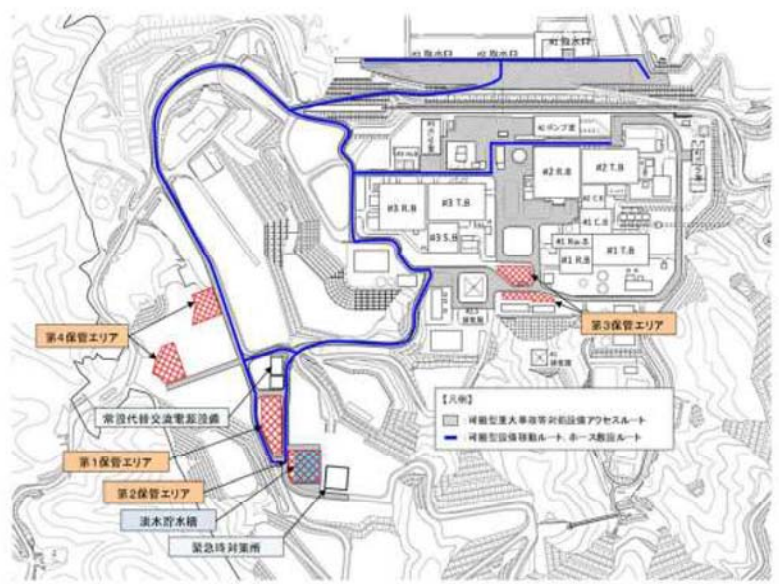
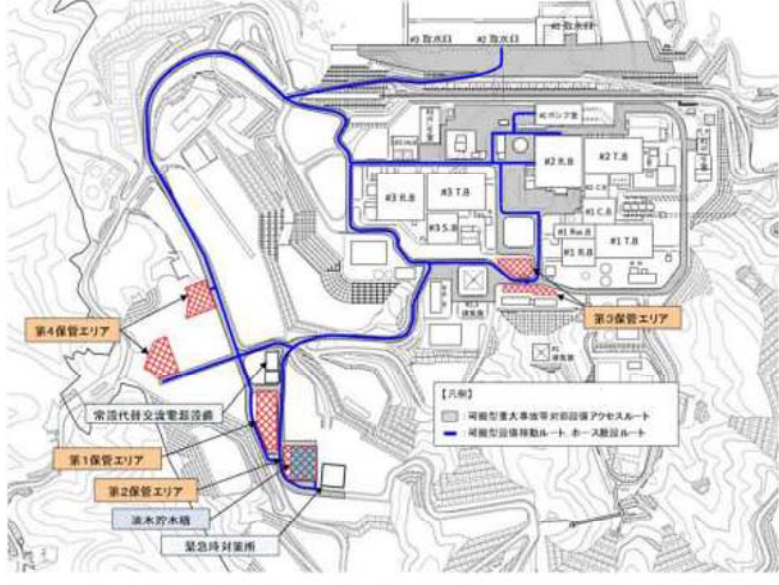
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="222 798 786 829">第7図 可搬型窒素ガス供給装置による窒素供給</p>  <p data-bbox="118 1522 890 1554">第8図 大容量送水ポンプ（タイプII）による放射性物質拡散抑制</p>		 <p data-bbox="1855 1522 2507 1554">第7図 可搬型大容量海水送水ポンプ車による拡散抑制</p>	<p data-bbox="2686 147 2804 178">相違理由</p> <p data-bbox="2626 798 2864 903">【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による 対応手段の相違</p> <p data-bbox="2626 1522 2864 1627">【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による 対応手段の相違</p>

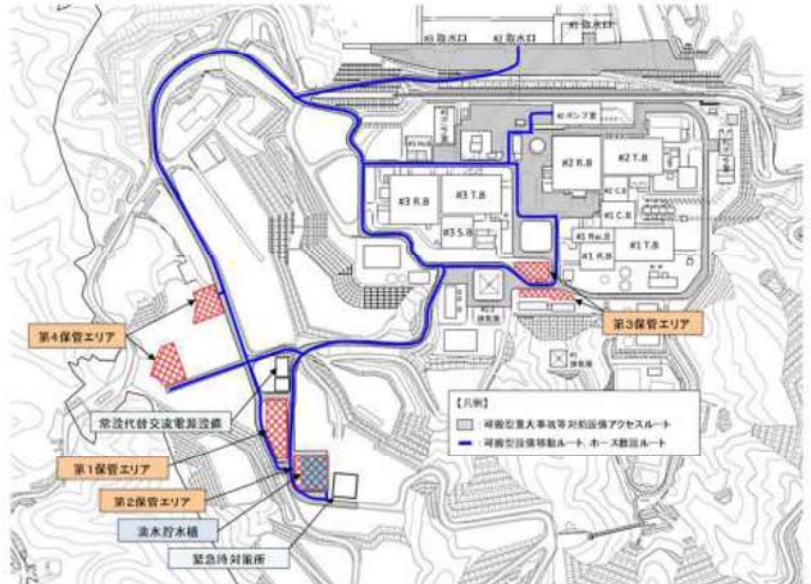
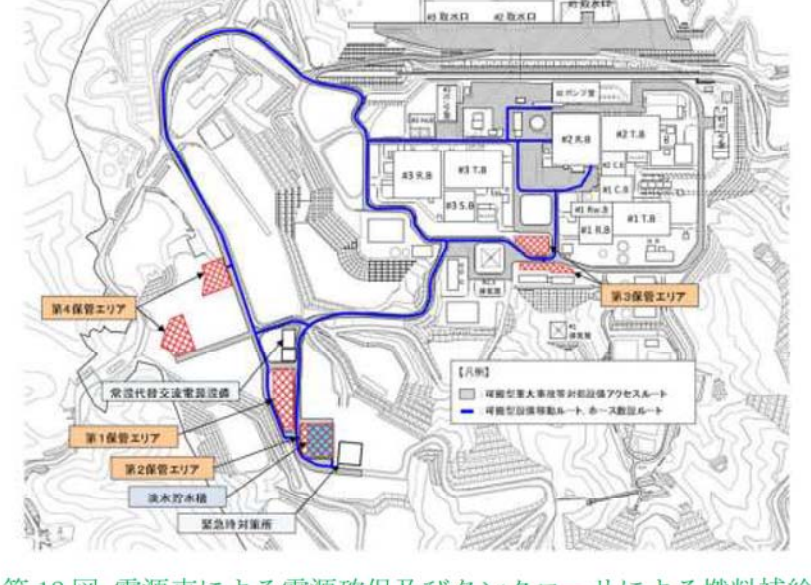
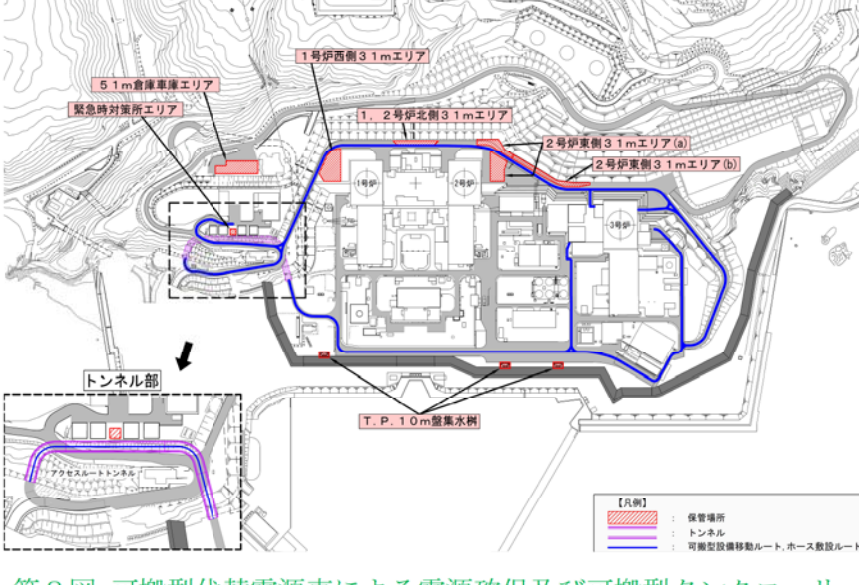
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第9図 シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制</p>			<p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による 対応手段の相違</p>
 <p>第10図 大容量送水ポンプ（タイプI）による海水直接注水</p>			<p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による 対応手段の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第11図 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への海水補給</p>			<p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による 対応手段の相違</p>
 <p>第12図 電源車による電源確保及びタンクローリによる燃料補給</p>		 <p>第8図 可搬型代替電源車による電源確保及び可搬型タンクローリによる燃料補給</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">補足 (3)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について、有効性評価の各事象の対応操作毎にウォークダウンを行っている。</p> <p>具体的な確認内容については、有効性評価の事象の対応操作において、時間的裕度が少ない注水弁電源切替操作を例に、中央制御室から原子炉建物3階にあるA及びB非常用電気室送風機室までのウォークダウン結果を示す。</p> <p>ウォークダウンに用いたアクセスルートは第1図のとおりである。</p> <p>ルート近傍にある資機材設備の場所及び人きさ、通路幅を計測した結果は第1表のとおりであり、「アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒する」ものとし、「設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が30cmあれば通過可能」、「設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能」とした場合の各資機材設備に対する通行可能性評価を行った。通行できない場合は乗り越えることを想定する。</p> <p>このケースの場合、乗り越えの可能性のある場所がないことを確認した。</p> <p>さらに、万一通常のアクセスルートが使用できない場合を想定し、他のアクセスルートについても通過可能であることを確認した。（第1図の青破線）</p> <p>このケースの場合、転倒による乗り越えの可能性のある箇所がないことを確認した。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(14)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について、有効性評価の各事象の対応操作毎にウォークダウンを行っている。</p> <p>具体的な確認内容については、有効性評価の事象の対応操作において、時間的裕度が少ない主蒸気逃がし弁開放操作を例に、中央制御室から原子炉建屋 T.P. +33.1m にある主蒸気管室までのウォークダウンの結果を示す。</p> <p>ウォークダウンに用いたアクセスルートは第1図のとおりである。</p> <p>ルート近傍にある資機材設備の場所及び人きさ、通路幅を計測した結果は第1表のとおりであり、「アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒する」ものとし、「設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が30cmあれば通過可能」、「設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能」とした場合の各資機材設備に対する通行可能性評価を行った。通行できない場合は乗り越えることを想定する。</p> <p>このケースの場合、2箇所（第1図及び第1表における②、③）について転倒による乗り越えの可能性のある場所として抽出した。</p> <p>さらに、万一通常のアクセスルートが使用できない場合を想定し、他のアクセスルートについても通過可能であることを確認した。（第1図の赤破線）</p> <p>このケースの場合、転倒による乗り越えの可能性のある箇所がないことを確認した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【島根】記載内容の相違・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違</p> <p>【島根】調査結果の相違・泊は、乗り越えの可能性のある場所を抽出し、「別紙(32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について」においてアクセス性への影響について評価している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

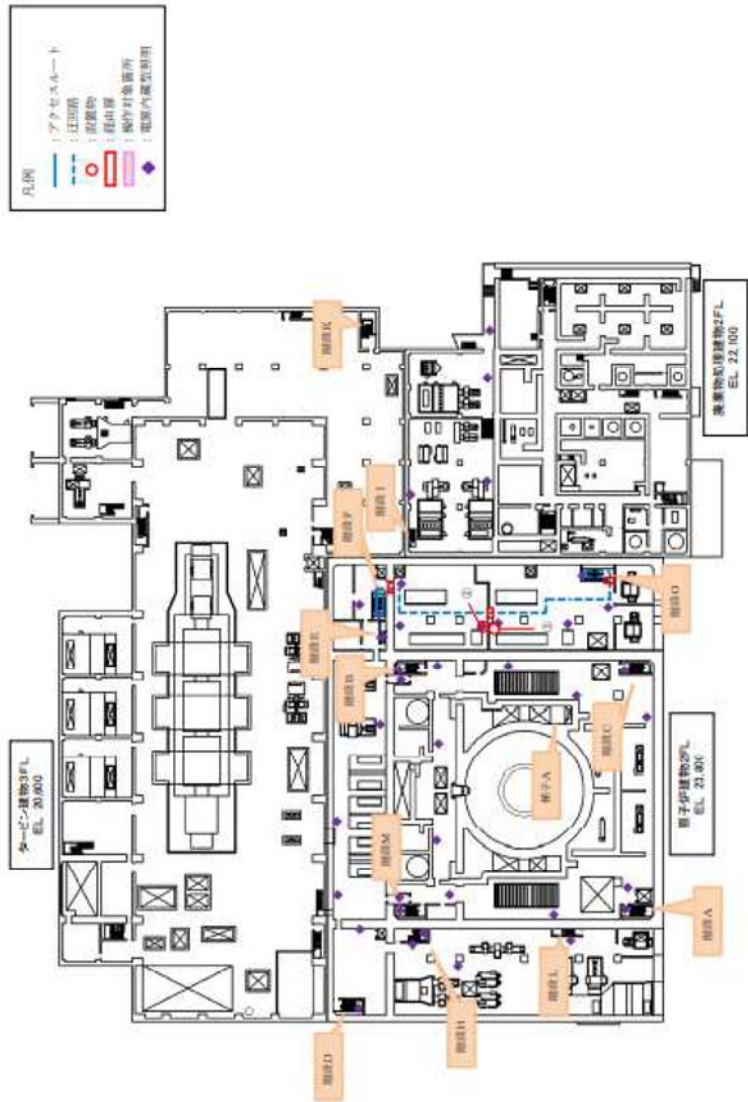
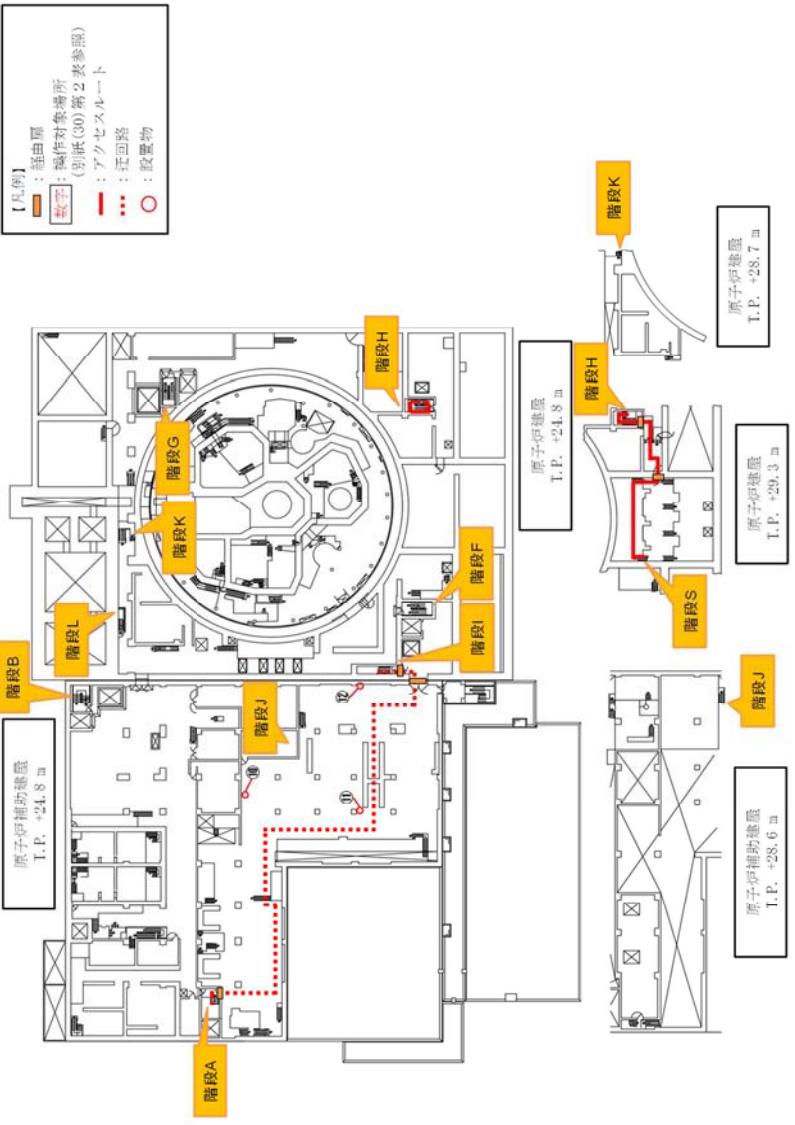
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="961 344 1685 1486" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1703 373 1739 1453" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 0;">第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(1/4)</div> <div data-bbox="1228 1524 1733 1558" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1816 289 2528 1486" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="2546 382 2582 1432" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 0;">第1図 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(1/4)</div> <div data-bbox="1816 1570 2576 1621" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1798 1675 2558 1705" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>凡例 青字：アクセスルート 赤字：設備 青字：記載箇所又は記載内容の相違 緑字：記載表現、設備名称の相違 黒字：設置物</p>	 <p>【凡例】 赤字：設備 青字：記載箇所又は記載内容の相違 緑字：記載表現、設備名称の相違 黒字：設置物</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違</p>
	<p>第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(2/4)</p>	<p>第1図 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(2/4)</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

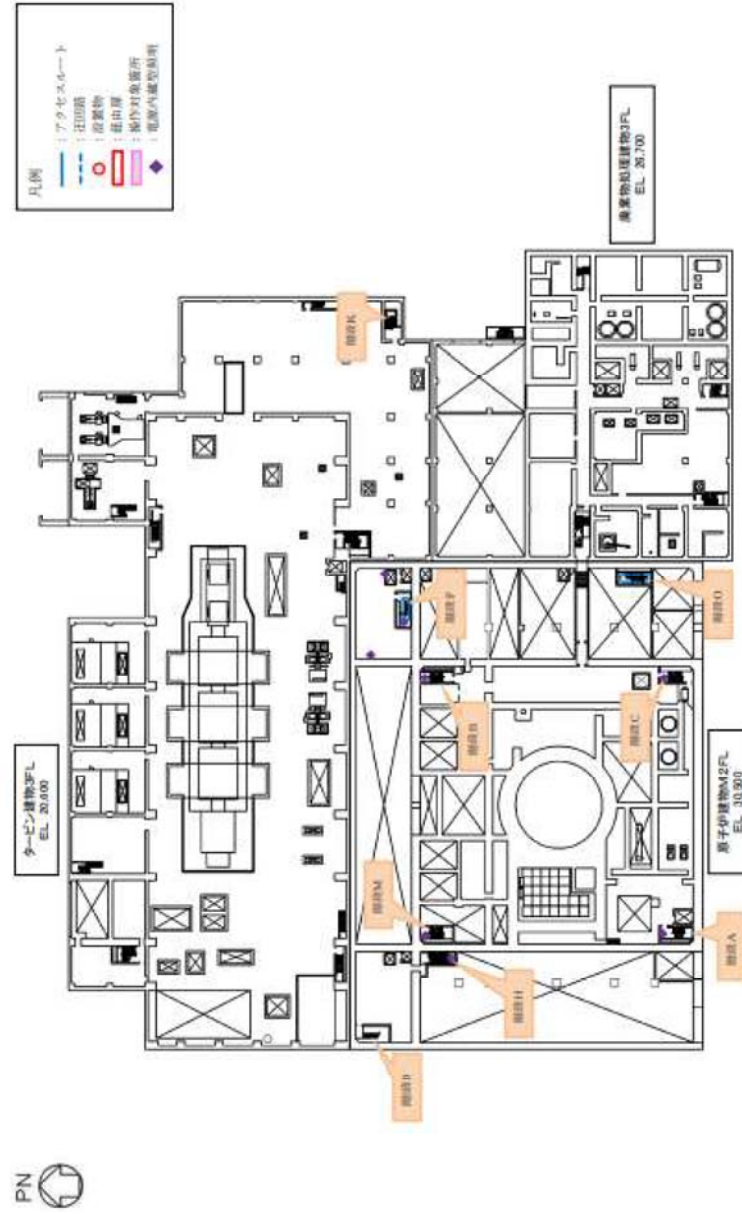
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

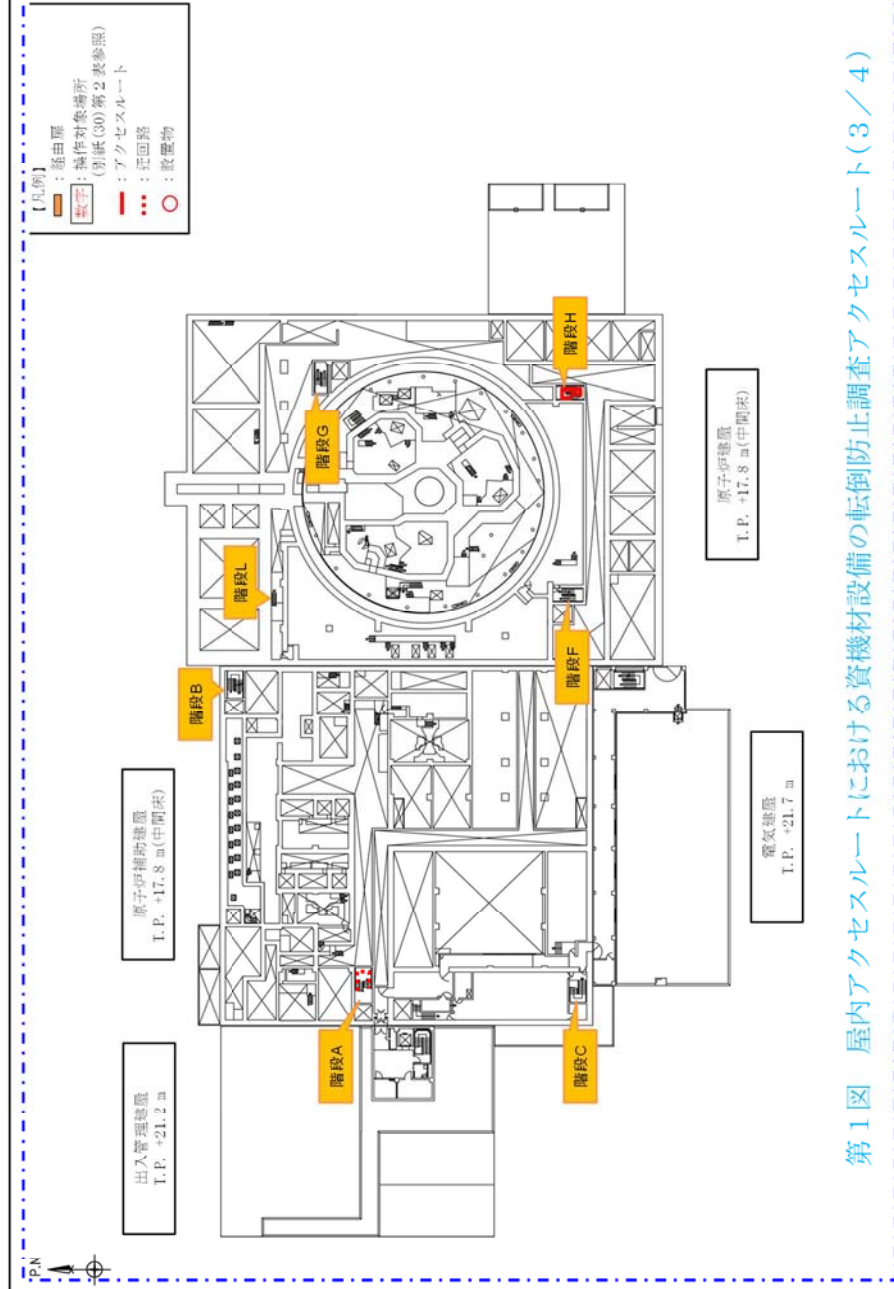
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(3/4)



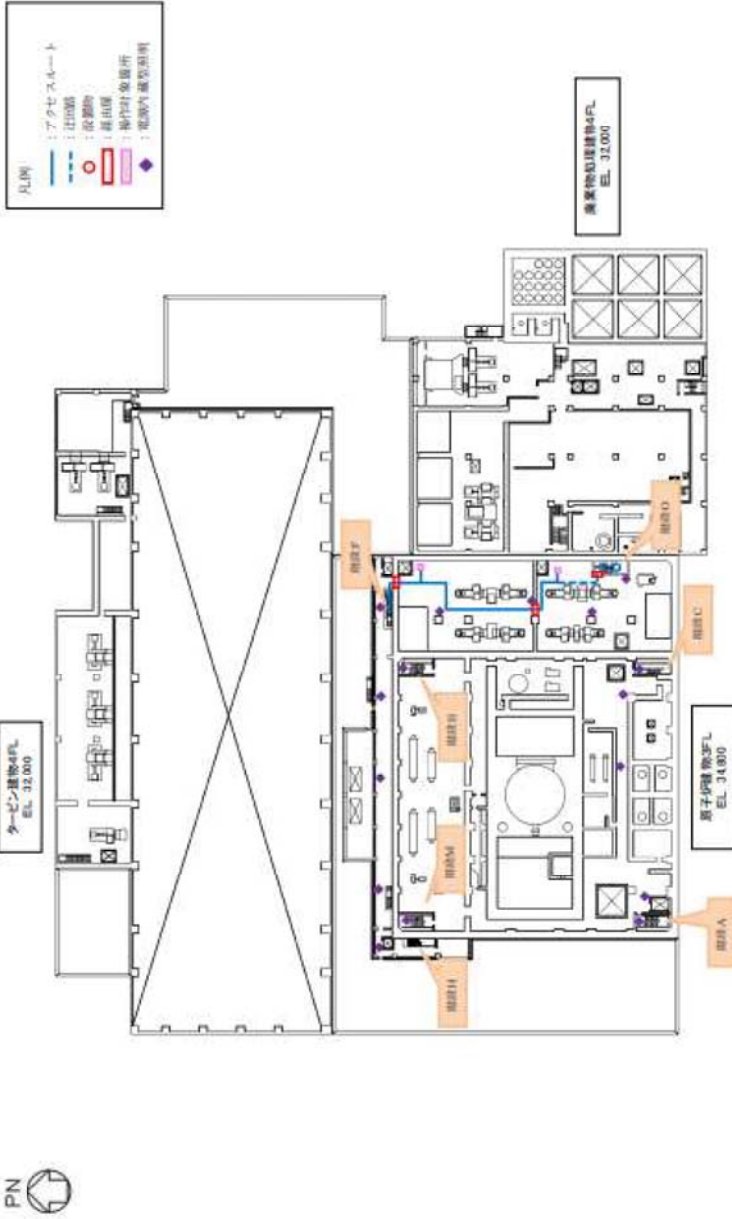
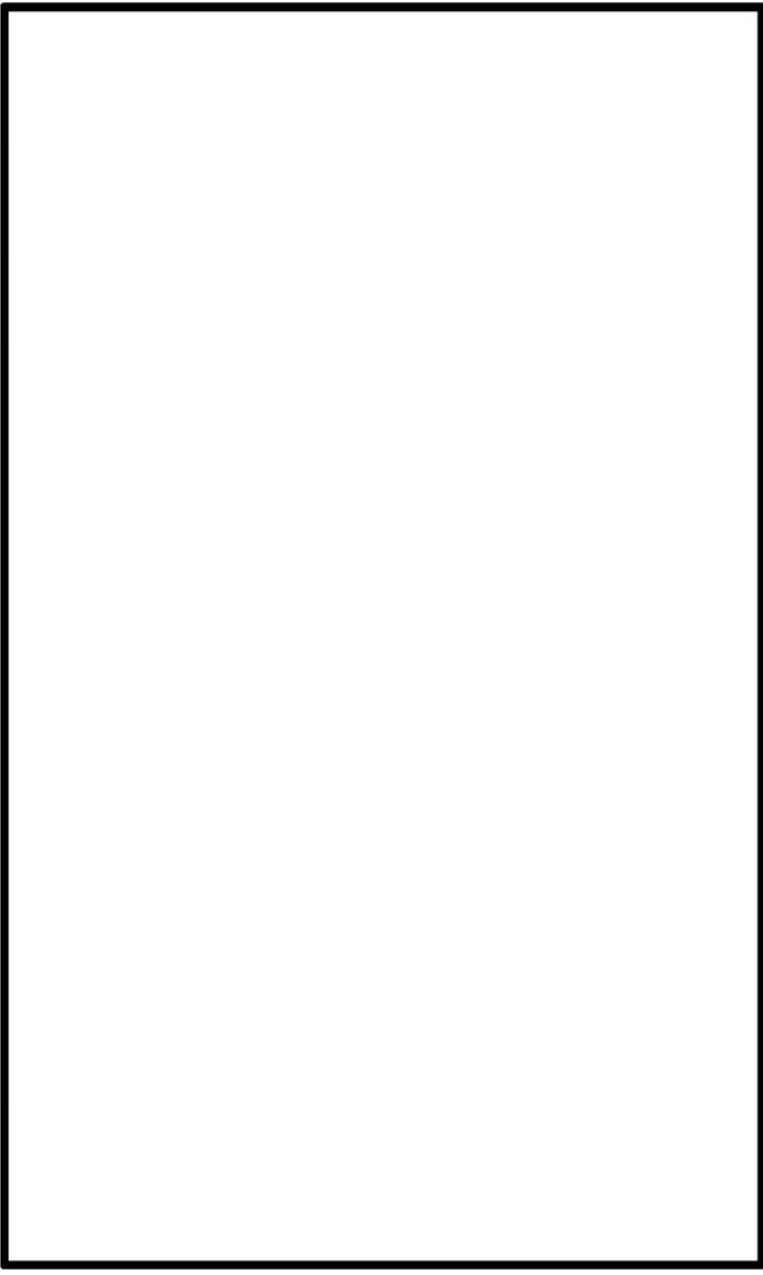
第1図 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(3/4)

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の対応手段
 及びアクセスルートの
 相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(4/4)</p>	 <p>第1図 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(4/4)</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段 及びアクセスルートの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 資機材設備の設置状況

番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果 [mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
			(下段) 評価結果					
①	廃棄物 処理建物 1階 補助室 連絡通路	資機材 保管庫	900	400	900	1,273	1,590	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
②	原子炉 建物 付属棟 2階 A-非常用 電気室	資機材 保管庫	1,800	400	900	2,013	2,300	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
③	原子炉 建物 付属棟 2階 B-非常用 電気室	踏み台	900	700	500	1,141	2,300	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					

第1表 資機材設備の設置状況 (1/3)





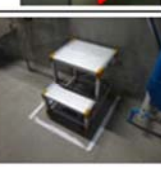




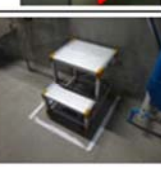




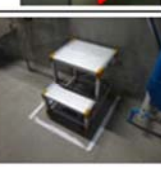
番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果 [mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
			(下段) 評価結果					
①	3号炉 原子炉建屋 (T.P.+17.8m)	靴箱	910	400	1,000	1,353	2,160	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
②	3号炉 原子炉建屋 (T.P.+17.8m)	担架格納箱	2,330	200	280	2,347	2,350	
			設置物の転倒後、乗り越え可能 なためアクセス性問題は なし					
③	3号炉 原子炉建屋 (T.P.+17.8m)	ポンベ ラック	1,800	500	950	2,036	2,010	
			設置物の転倒後、乗り越え可能 なためアクセス性問題は なし					
④	3号炉 原子炉建屋 (T.P.+33.1m)	踏み台	500	400	600	781	1,030	
			当該アクセスルートと関係の ない場所に設置されているた めアクセス性問題なし					
⑤	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	300	2,285	2,320	
			あらかじめ撤去することから アクセス性問題なし					

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【島根】記載内容の相違
 ・資機材の配置状況の相
 違










赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																
		<p style="text-align: center;">第1表 資機材設備の設置状況（2/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">場所 (フロア)</th> <th rowspan="2">物品名</th> <th colspan="4">〈上段〉物品の計測結果 [mm]</th> <th rowspan="2">通路の幅</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>高さ</th> <th>奥行</th> <th>幅</th> <th>最大長さ</th> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <th colspan="4">〈下段〉評価結果</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊦</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)</td> <td>ヘルメット棚 (赤囲み箇所)</td> <td>2,100</td> <td>450</td> <td>900</td> <td>2,285</td> <td>3,120</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊧</td> <td>3号炉原子炉 補助建屋 (T.P.+17.8m)</td> <td>工具棚 (赤囲み箇所)</td> <td>900</td> <td>450</td> <td>900</td> <td>1,273</td> <td>2,660</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊨</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)</td> <td>ヘルメット棚 (赤囲み箇所)</td> <td>2,100</td> <td>450</td> <td>900</td> <td>2,285</td> <td>3,120</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊩</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)</td> <td>ヘルメット棚 (赤囲み箇所)</td> <td>2,100</td> <td>450</td> <td>900</td> <td>2,285</td> <td>3,120</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊪</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)</td> <td>踏み台</td> <td>700</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>861</td> <td>1,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">当該アクセスルートと関係の ない場所に設置されているた めアクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	場所 (フロア)	物品名	〈上段〉物品の計測結果 [mm]				通路の幅	写真	高さ	奥行	幅	最大長さ				〈下段〉評価結果						㊦	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	900	2,285	3,120					設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし						㊧	3号炉原子炉 補助建屋 (T.P.+17.8m)	工具棚 (赤囲み箇所)	900	450	900	1,273	2,660					設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし						㊨	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	900	2,285	3,120					設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし						㊩	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	900	2,285	3,120					設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし						㊪	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)	踏み台	700	400	500	861	1,250					当該アクセスルートと関係の ない場所に設置されているた めアクセス性問題なし						<p>【島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違</p>
番号	場所 (フロア)	物品名				〈上段〉物品の計測結果 [mm]						通路の幅	写真																																																																																																						
			高さ	奥行	幅	最大長さ																																																																																																													
			〈下段〉評価結果																																																																																																																
㊦	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	900	2,285	3,120																																																																																																												
			設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																																																																
㊧	3号炉原子炉 補助建屋 (T.P.+17.8m)	工具棚 (赤囲み箇所)	900	450	900	1,273	2,660																																																																																																												
			設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																																																																
㊨	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	900	2,285	3,120																																																																																																												
			設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																																																																
㊩	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+17.8m)	ヘルメット棚 (赤囲み箇所)	2,100	450	900	2,285	3,120																																																																																																												
			設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																																																																
㊪	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)	踏み台	700	400	500	861	1,250																																																																																																												
			当該アクセスルートと関係の ない場所に設置されているた めアクセス性問題なし																																																																																																																
		<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>																																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
		<p style="text-align: center;">第1表 資機材設備の設置状況（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1783 310 2591 974"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">場所 (フロア)</th> <th rowspan="2">物品名</th> <th colspan="4">〈上段〉物品の計測結果 [mm]</th> <th rowspan="2">通路 の幅</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>高さ</th> <th>奥行</th> <th>幅</th> <th>最大 長さ</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="4">〈下段〉評価結果</th> <th>[mm]</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)</td> <td>移動式架台</td> <td>2,760</td> <td>1,600</td> <td>830</td> <td>3,191</td> <td>4,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)</td> <td>踏み台</td> <td>700</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>881</td> <td>5m 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+33.1m)</td> <td>担架格納箱</td> <td>2,330</td> <td>200</td> <td>280</td> <td>2,347</td> <td>3,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	番号	場所 (フロア)	物品名	〈上段〉物品の計測結果 [mm]				通路 の幅	写真	高さ	奥行	幅	最大 長さ				〈下段〉評価結果				[mm]		①	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)	移動式架台	2,760	1,600	830	3,191	4,800					設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし						②	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)	踏み台	700	400	500	881	5m 以上					設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし						③	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+33.1m)	担架格納箱	2,330	200	280	2,347	3,300					設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし						<p>【島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違</p>
番号	場所 (フロア)	物品名				〈上段〉物品の計測結果 [mm]						通路 の幅	写真																																																																		
			高さ	奥行	幅	最大 長さ																																																																									
			〈下段〉評価結果				[mm]																																																																								
①	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)	移動式架台	2,760	1,600	830	3,191	4,800																																																																								
			設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																												
②	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+24.8m)	踏み台	700	400	500	881	5m 以上																																																																								
			設置物が転倒したとしても 通路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																												
③	3号炉 原子炉補助 建屋 (T.P.+33.1m)	担架格納箱	2,330	200	280	2,347	3,300																																																																								
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足 (15)</p> <p>迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について</p> <p>屋内の迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方、仮置資機材の軽量物や重量物の選定及び仮置資機材の設置に関する運用について整理し、アクセス性を確保するとともに、運用を社内規程に定める。</p> <p>1. 迂回路における人力による排除可能な重量 屋内の迂回路における仮置資機材の排除の考え方について、人力（2名）で排除可能な軽量物（40kg 以下）と排除できない重量物（40kg 超過）を定義し社内規程に定める。</p> <p>また、転倒時において通行可能な迂回路幅が確保できないかつ、乗り越え（高さ 40cm 程度^{※1}）ができない仮置資機材のうち重量物は迂回路周辺に置かないことを社内規程に定める。</p> <p>※1：「建築基準法施行令」第二十三条（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）を参考に2段分の段差を設定。 【考え方】第1項（四）：蹴上げ（高さ）寸法 22cm/段×2段≒40cm</p> <p style="text-align: center;">第1表 仮置資機材の重量目安</p> <table border="1" data-bbox="955 1690 1742 1852"> <thead> <tr> <th>仮置資機材種別</th> <th>仮置資機材重量目安</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽量物</td> <td>40kg^{※2}以下</td> <td>人力（2名）で排除が可能な仮置資機材</td> </tr> <tr> <td>重量物</td> <td>40kg 超過</td> <td>軽量物を超える重量の仮置資機材であり、人力（2名）による排除ができない仮置資機材</td> </tr> </tbody> </table>	仮置資機材種別	仮置資機材重量目安	考え方	軽量物	40kg ^{※2} 以下	人力（2名）で排除が可能な仮置資機材	重量物	40kg 超過	軽量物を超える重量の仮置資機材であり、人力（2名）による排除ができない仮置資機材	<p style="text-align: right;">補足資料(15)</p> <p>屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について</p> <p>屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方、資機材の軽量物や重量物の選定及び資機材の設置に関する運用について整理し、アクセス性を確保するとともに、運用を社内規程に定める。</p> <p>1. 屋内アクセスルートにおける人力による排除可能な重量 屋内アクセスルートにおける資機材の排除の考え方について、人力（1名）で排除可能な資機材を軽量物（20kg 以下）、人力で排除できない資機材を重量物（20kg 超過）として定義し社内規程に定める。</p> <p>また、転倒時において通行可能な通路幅が確保できないかつ、乗り越え（高さ 100cm 以下^{※1}）ができない資機材のうち重量物は、屋内アクセスルート周辺に置かないことを社内規程に定める。</p> <p>※1：別紙(32)「屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について」において示す、転倒資機材の乗り越え高さ検証結果に基づき設定。 【考え方】別紙(32)のとおり、乗り越え可能であること及び当該所要時間が有意な影響を与えないことを確認した高さとして約 100cm を設定。</p> <p style="text-align: center;">第1表 資機材の重量目安</p> <table border="1" data-bbox="1786 1684 2585 1858"> <thead> <tr> <th>資機材種別</th> <th>資機材重量目安</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽量物</td> <td>20kg^{※2}以下</td> <td>人力（1名）による排除が可能な資機材</td> </tr> <tr> <td>重量物</td> <td>20kg 超過</td> <td>軽量物を超える重量の資機材であり、人力（1名）による排除ができない資機材</td> </tr> </tbody> </table>	資機材種別	資機材重量目安	考え方	軽量物	20kg ^{※2} 以下	人力（1名）による排除が可能な資機材	重量物	20kg 超過	軽量物を超える重量の資機材であり、人力（1名）による排除ができない資機材	<p>【島根】評価内容の相違 ・泊は、人力による排除はアクセスルート及び迂回路の両方で考慮している。</p> <p>【島根】評価内容の相違 【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】評価内容の相違 【島根】記載名称の相違 【島根】体制の相違 ・泊は、屋内作業については1名作業を基本としているため、軽量物を 20kg 以下としている。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊は、「別紙(32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について」において実際に乗り越えることを確認した高さとしている。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】体制の相違による資機材の重量目安の相違</p>
仮置資機材種別	仮置資機材重量目安	考え方																			
軽量物	40kg ^{※2} 以下	人力（2名）で排除が可能な仮置資機材																			
重量物	40kg 超過	軽量物を超える重量の仮置資機材であり、人力（2名）による排除ができない仮置資機材																			
資機材種別	資機材重量目安	考え方																			
軽量物	20kg ^{※2} 以下	人力（1名）による排除が可能な資機材																			
重量物	20kg 超過	軽量物を超える重量の資機材であり、人力（1名）による排除ができない資機材																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

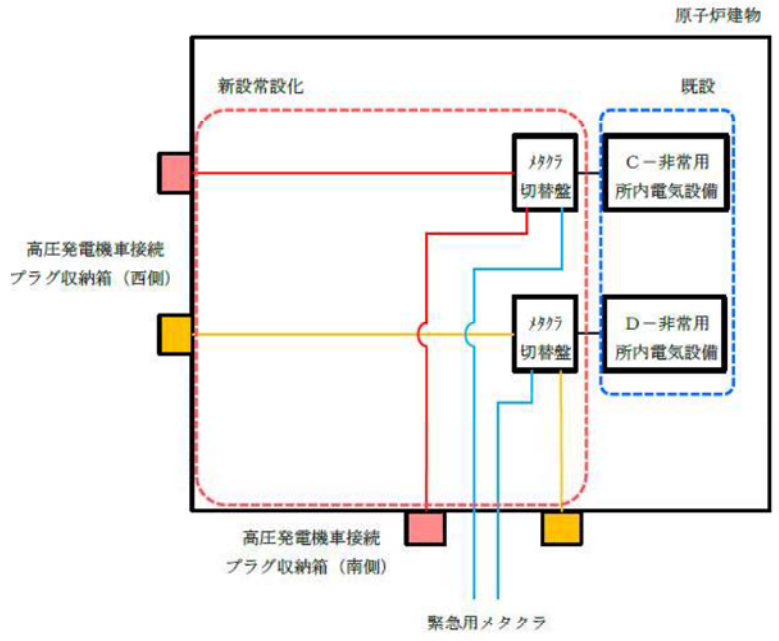
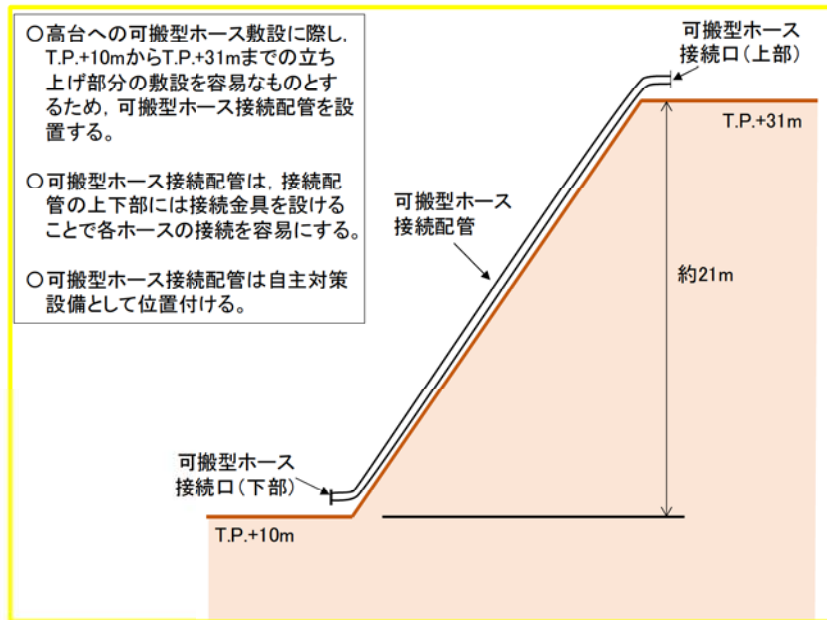
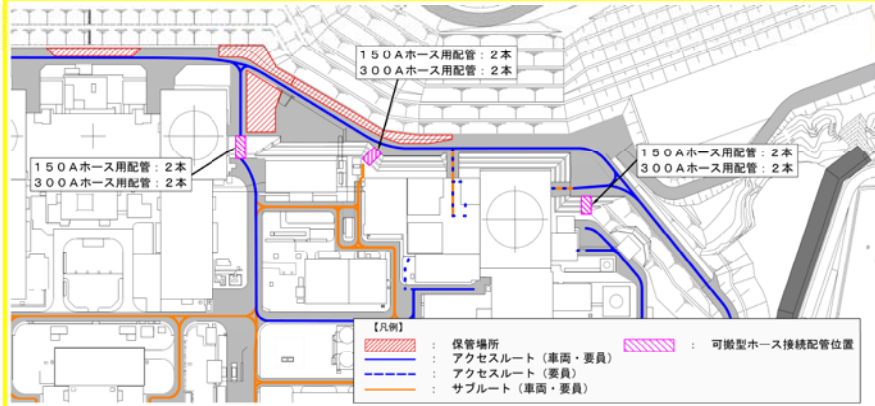
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※2：厚生労働省公表の「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日）を参考に設定。</p> <p>【考え方】腰痛予防の目安とされている基準が18歳以上の男子労働者の場合は体重のおおむね40%以下である。また、「厚生統計要覧」（平成30年度 厚生労働省公表）によると18歳以上の男性の平均体重が60kg程度であることから、人力により排除可能な重量は2名作業を想定し、$60\text{kg} \times 40\% \times 2\text{名} \approx 40\text{kg}$以下と設定する。</p>	<p>※2：厚生労働省公表の「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日）を参考に設定。</p> <p>【考え方】腰痛予防の目安とされている基準が18歳以上の男子労働者の場合は体重のおおむね40%以下である。また、「厚生統計要覧」（平成30年度 厚生労働省公表）によると18歳以上の男性の平均体重が60kg程度であることから、人力により排除可能な重量は1名作業を想定し、$60\text{kg} \times 40\% \times 1\text{名} \approx 20\text{kg}$以下と設定する。</p>	<p>【島根】体制の相違</p>

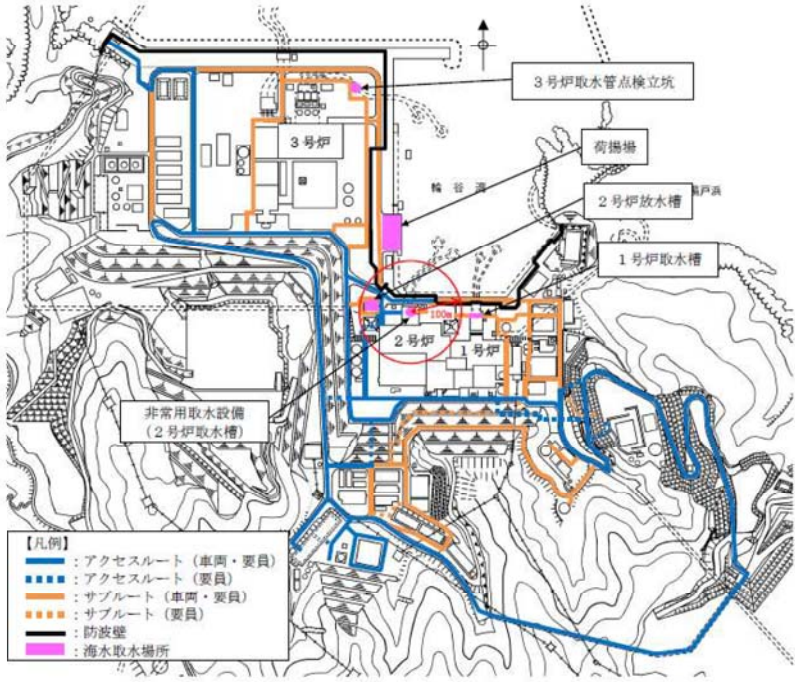
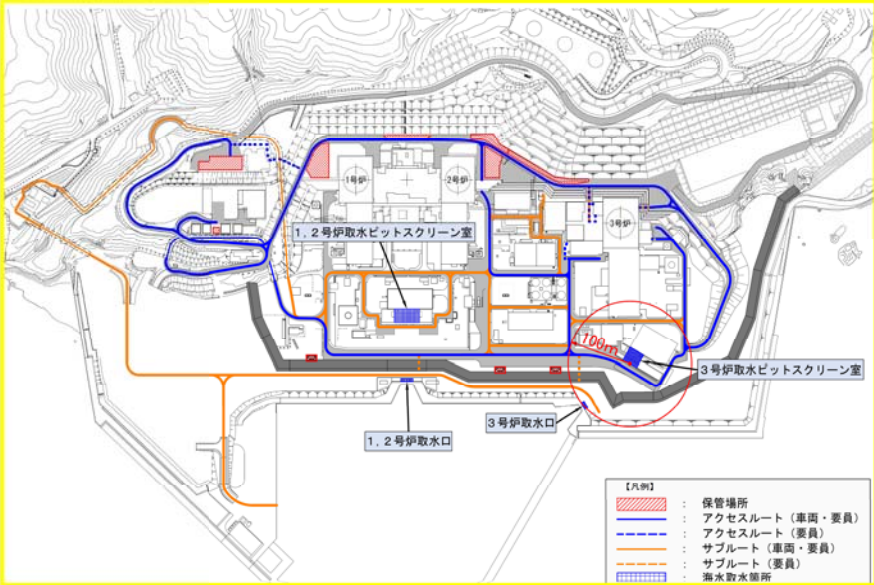
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足(4)</p> <p>作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>重大事故等時における可搬型代替交流電源設備からの電源供給を行う際、電源ケーブルを敷設する作業時間を短縮する観点で、第1図に示すあらかじめ建物内にケーブル等を敷設配置することを実施している。</p>  <p>第1図 電源設備の常設化概略図</p>	<p>補足資料(16)</p> <p>作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>重大事故等時における可搬型大型送水ポンプ車による注水や可搬型大容量海水送水ポンプ車による建屋への放水等の作業を行う際、可搬型ホースを敷設する作業時間を短縮する観点で、第1図及び第2図に示すとおり、あらかじめT.P.+10mからT.P.+31mの立ち上げ部分に可搬型ホース接続用の配管を設置している。</p>  <p>第1図 可搬型ホース接続配管の概略図</p>  <p>第2図 可搬型ホース接続配管の設置箇所</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う取り組み内容の相違。 あらかじめ法面にホースを敷設することは伊方と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">補足 (7)</p> <p>海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>海水取水については、E L 8.5mに位置する海水取水場所（非常用取水設備（2号炉取水槽））から取水することとしているが、2号炉の北側（海側）で海水取水ができない場合を想定し検討を行った。</p> <p>海水取水の成立性について、大型航空機落下の影響を受けた場合を想定した原子炉補機代替冷却系の設置及び使用の成立性について、大型航空機が非常用取水設備（2号炉取水槽）へ落下すると仮定し評価を行った。（第1図）</p> <p>評価の結果、非常用取水設備及び2号炉放水槽以外の海水取水場所（1号炉取水槽、荷揚場、3号炉取水管点検立坑）は健全であるため、当該箇所から取水する。万が一すべての取水場所が使用不可の場合は、格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の除熱を行う。燃料プールについては燃料損傷までの時間余裕があることから、燃料プールのスプレイ系等による注水に切り替える。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 海水取水場所と原子炉建物の配置図</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(17)</p> <p>海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>海水取水については、T.P.+10mに位置する海水取水場所（3号炉取水ピットスクリーン室）から取水することとしているが、3号炉の南側（海側）で海水取水ができない場合を想定し検討を行った。</p> <p>海水取水の成立性について、大型航空機落下の影響を受けた場合を想定した原子炉補機冷却水系への通水に係る可搬型設備の設置及び使用の成立性について、大型航空機が3号炉取水ピットスクリーン室へ落下すると仮定し評価を行った。（第1図）</p> <p>評価の結果、3号炉取水ピットスクリーン室及び3号炉取水口以外の海水取水場所（1、2号炉取水ピットスクリーン室、1、2号炉取水口）は健全であるため、当該箇所から取水する。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 海水取水場所と原子炉建屋の配置図</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う海水取水場所及び対応内容の相違。</p> <p>【島根】設備の相違・プラント形式の相違に伴う設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p style="text-align: right;">補足 (12)</p> <p>飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>1. 飛来物発生防止対策のうち固縛の概要 可搬型設備は、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす施設に悪影響を及ぼす可能性のある飛来物源として、飛来物発生防止対策の選定フローに従い選定した対策手法により固縛を実施する。 第1図に島根原子力発電所2号炉の飛来物発生防止対策の選定フロー、第2図に飛来物発生防止対策の例を示す。 可搬型設備は、上記の選定フローに従い、固定、緊張固縛又は余長付き固縛のいずれかの対策手法により保管場所に固縛することとしている。</p> <p>2. 固縛解除作業の想定時間 第1表に飛散物発生防止対策エリア内に位置する第3保管エリアにおける可搬型設備の出動準備に係る作業内容と作業時間を示す。</p> <p>飛来物発生防止対策のうち固縛の解除は、重大事故等時における可搬型設備の出動準備約40分のうち、車両等出動前確認の約10分で行うことを想定する。</p> <p>第1表 可搬型設備の出動準備作業時間と固縛解除作業の想定時間</p> <table border="1" data-bbox="1003 1115 1685 1287"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間</th> <th>合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所から保管場所までの移動 (第3保管エリアの場合)</td> <td>約30分</td> <td rowspan="2">約40分</td> </tr> <tr> <td>車両等出動前確認(可搬型設備の固縛解除を含む。)</td> <td>約10分</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	作業時間	合計時間	緊急時対策所から保管場所までの移動 (第3保管エリアの場合)	約30分	約40分	車両等出動前確認(可搬型設備の固縛解除を含む。)	約10分	<p style="text-align: right;">補足資料(19)</p> <p>飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>1. 飛来物発生防止対策のうち固縛の概要 可搬型設備は、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす施設に悪影響を及ぼす可能性のある飛来物源として、飛来物発生防止対策の選定フローに従い選定した対策手法により固縛を実施する。 第1図に泊発電所3号炉の飛来物発生防止対策の選定フロー、第2図に飛来物発生防止対策の例を示す。 可搬型設備は、上記の選定フローに従い、固定、緊張固縛又は余長付き固縛のいずれかの対策手法により保管場所に固縛することとしている。</p> <p>2. 固縛解除作業の想定時間 第1表に有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車の出動準備に係る作業内容と作業時間を示す。 飛来物発生防止対策のうち固縛の解除は、重大事故等時における可搬型設備の出動準備約45分のうち、車両等出動前確認の約15分で行うことを想定する。</p> <p>第1表 可搬型設備の出動準備作業時間と固縛解除作業の想定時間</p> <table border="1" data-bbox="1786 1125 2588 1230"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間</th> <th>合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室又は緊急時対策所から保管場所までの移動</td> <td>約30分</td> <td rowspan="2">約45分</td> </tr> <tr> <td>車両等出動前確認(可搬型設備の固縛解除を含む)</td> <td>約15分</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	作業時間	合計時間	中央制御室又は緊急時対策所から保管場所までの移動	約30分	約45分	車両等出動前確認(可搬型設備の固縛解除を含む)	約15分	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う作業内容及び作業時間の相違</p>
作業内容	作業時間	合計時間																	
緊急時対策所から保管場所までの移動 (第3保管エリアの場合)	約30分	約40分																	
車両等出動前確認(可搬型設備の固縛解除を含む。)	約10分																		
作業内容	作業時間	合計時間																	
中央制御室又は緊急時対策所から保管場所までの移動	約30分	約45分																	
車両等出動前確認(可搬型設備の固縛解除を含む)	約15分																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

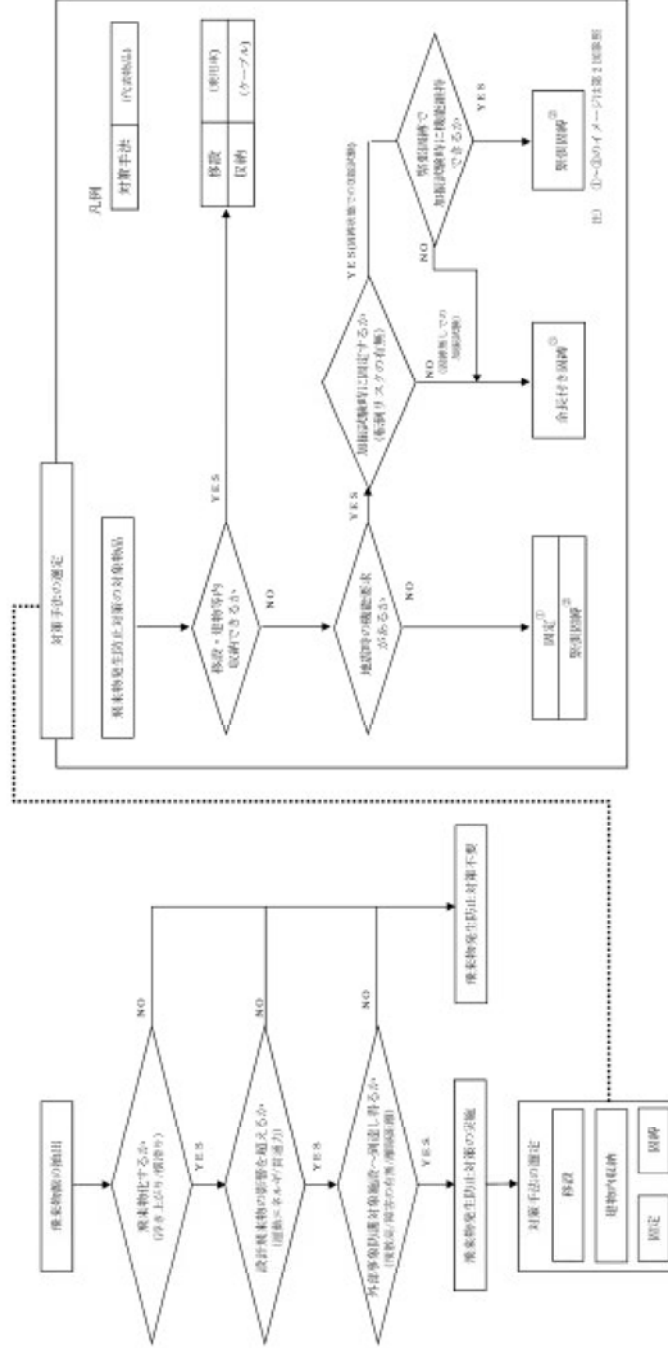
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

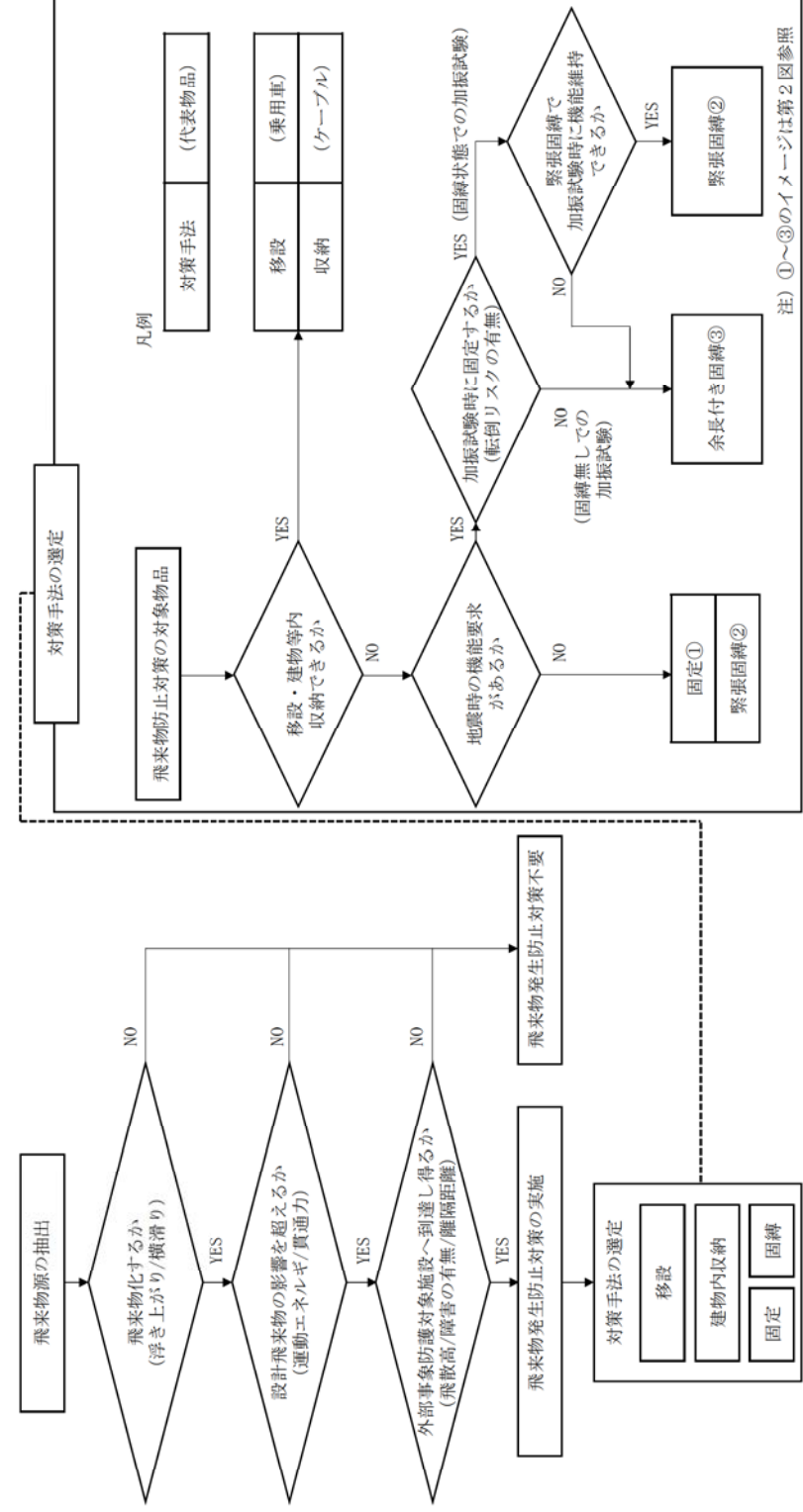
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



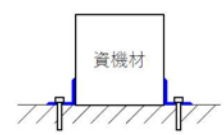
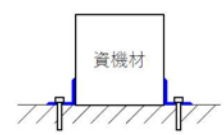
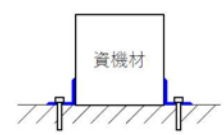
第1図 島根原子力発電所2号炉の飛来物発生防止対策の選定フロー



第1図 泊発電所3号炉飛来物発生防止対策選定フロー

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>【飛来物発生防止（固定、固縛）の手法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛来物発生防止対策のうち、固定及び固縛の手法の例を下図に示す。 <table border="1" data-bbox="967 420 1721 1155"> <thead> <tr> <th>手法</th> <th colspan="2">対策の概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①固定</td> <td></td> <td>飛来物源に固定金具を取り付けて固定</td> </tr> <tr> <td>②緊張固縛</td> <td></td> <td>飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛</td> </tr> <tr> <td>③余長付き固縛</td> <td></td> <td>飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛【動き代がある】</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2図 飛来物発生防止対策の例</p> <p>3. 固縛解除作業の想定時間の妥当性 車両等出動前確認の作業内容と固縛解除作業の想定時間の妥当性について以下に示す。</p> <p>(1) 車両等出動前確認の作業内容等 飛散物発生防止対策エリア内に位置する第3保管エリアに保管する可搬型設備は、ホイールローダ、大量送水車、中型ホース展張車(150A)、タンクローリ及び予備として保管する大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車がある。その中で、重大事故等時の初動対応として出動が想定される可搬型設備は、アクセスルート確保に使用するホイールローダ、給水確保に使用する大量送水車及びその中型ホース展張車(150A)、燃料補給に使用するタンクローリである。車両等出動前確認においては、これらの可搬型設備について以下の作業を実施する。</p>	手法	対策の概要図		①固定		飛来物源に固定金具を取り付けて固定	②緊張固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛	③余長付き固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛【動き代がある】	<p>【飛来物発生防止（固定、固縛）の手法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛来物発生防止対策のうち、固定及び固縛の手法の例を下図に示す。 <table border="1" data-bbox="1789 399 2582 1155"> <thead> <tr> <th>手法</th> <th colspan="2">対策の概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①固定</td> <td></td> <td>飛来物源に固定金具を取り付けて固定</td> </tr> <tr> <td>②緊張固縛</td> <td></td> <td>飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛</td> </tr> <tr> <td>③余長付き固縛</td> <td></td> <td>飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛【動き代がある】</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2図 飛来物発生防止対策の例</p> <p>3. 固縛解除作業の想定時間の妥当性 車両等出動前確認の作業内容と固縛解除作業の想定時間の妥当性について以下に示す。</p> <p>(1) 車両等出動前確認の作業内容等 重大事故等時の初動対応として出動が想定される可搬型設備は、アクセスルート確保に使用するホイールローダ、給水確保に使用する可搬型大型送水ポンプ車及びそのホース延長・回収車(送水車用)、燃料補給に使用する可搬型タンクローリである。車両等出動前確認においては、これらの可搬型設備について以下の作業を実施する。</p>	手法	対策の概要図		①固定		飛来物源に固定金具を取り付けて固定	②緊張固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛	③余長付き固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛【動き代がある】	<p>【島根】設備の相違 ・泊は保管場所内に配備している可搬型設備は固縛を実施している 【島根】記載名称の相違</p>
手法	対策の概要図																										
①固定		飛来物源に固定金具を取り付けて固定																									
②緊張固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛																									
③余長付き固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛【動き代がある】																									
手法	対策の概要図																										
①固定		飛来物源に固定金具を取り付けて固定																									
②緊張固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛																									
③余長付き固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛【動き代がある】																									

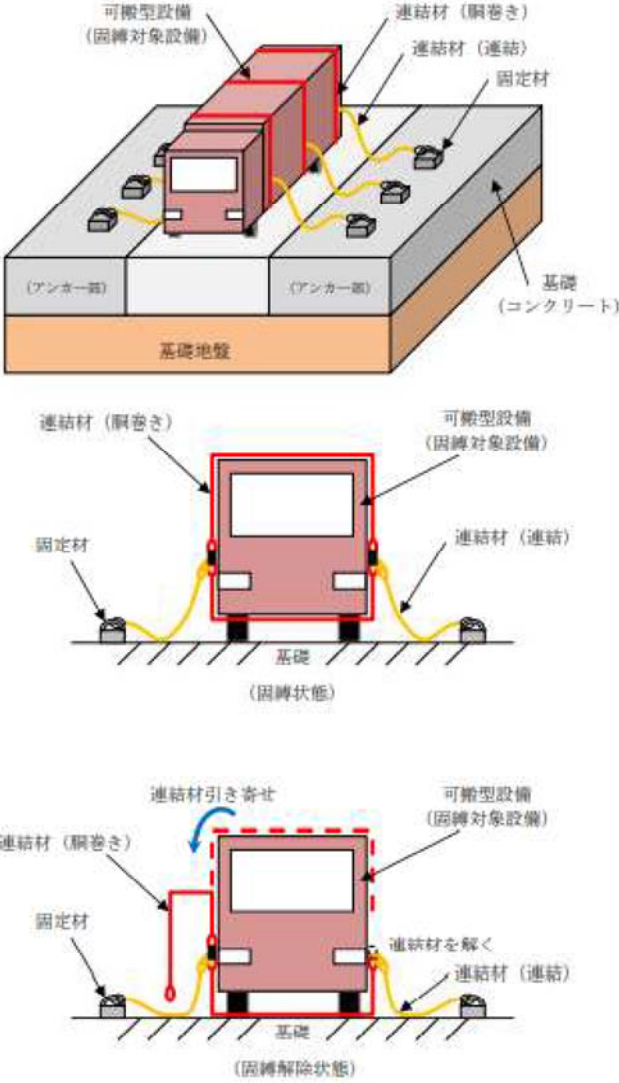
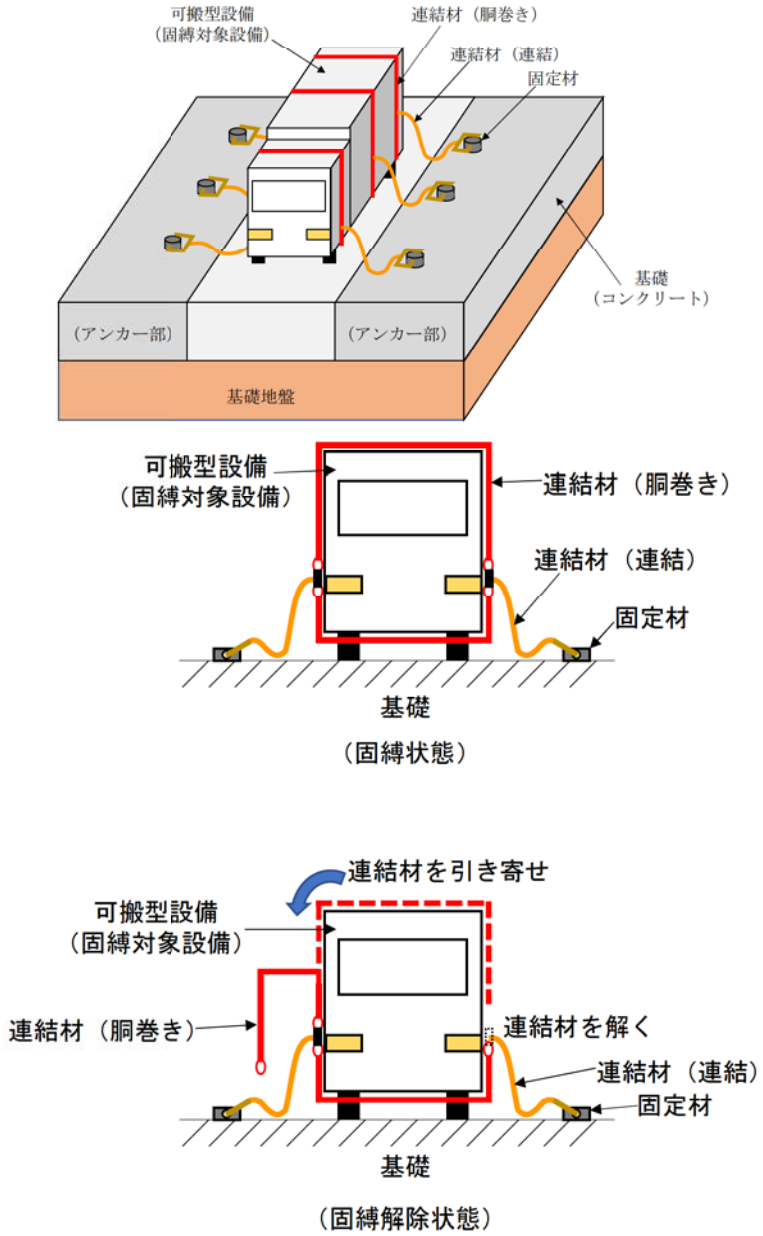
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>a. 可搬型設備の固縛解除及び輪留め取り外し 第3図に可搬型設備の固縛解除の概要、第2表に重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数を示す。なお、ホイールローダは、飛散評価により飛来物とならないことから固縛不要である。</p> <p>第2表に示す固縛箇所数に対して、固縛解除は2名1組で対応することとし、固縛箇所1箇所当たりの作業時間については、約1分と設定する。また、固縛解除に併せて輪止めの取り外しを行う。</p> <p>第2表 重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数※</p> <table border="1" data-bbox="1032 718 1685 928"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">台数 (台)</th> <th colspan="2">固縛箇所数 (箇所)</th> </tr> <tr> <th>1台あたり</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型ホース展張車 (150A)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">初動対応で固縛解除する箇所数</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※：第3保管エリアにおいて、初動対応として出動が想定される可搬型設備を対象とする。 また、固縛箇所数は今後の検討結果等により変更となる可能性があるが、作業時間に影響がない範囲で行う。</small></p>	対象設備	台数 (台)	固縛箇所数 (箇所)		1台あたり	合計	中型ホース展張車 (150A)	1	3	3	大量送水車	1	3	3	タンクローリ	1	3	3	初動対応で固縛解除する箇所数			9	<p>a. 可搬型設備の固縛解除及び輪留め取り外し 第3図に可搬型設備の固縛解除の概要、第2表に重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数を示す。</p> <p>第2表に示す固縛箇所数に対して、固縛解除は2名1組で対応することとし、固縛箇所1箇所当たりの作業時間については、約1分と設定する。また、固縛解除に併せて輪止めの取り外しを行う。</p> <p>第2表 重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数※</p> <table border="1" data-bbox="1786 739 2588 1012"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">台数 (台)</th> <th colspan="2">固縛箇所数 (箇所)</th> </tr> <tr> <th>1台あたり</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">初動対応で固縛解除する箇所数</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 固縛箇所数は今後の検討結果等により変更となる可能性があるが、作業時間に影響がない範囲で行う。</p>	対象設備	台数 (台)	固縛箇所数 (箇所)		1台あたり	合計	ホイールローダ	1	2	2	可搬型大型送水ポンプ車	1	5	5	ホース延長・回収車 (送水車用)	1	5	5	可搬型タンクローリ	1	3	3	初動対応で固縛解除する箇所数			15	<p>【島根】設備の相違 ・泊は保管場所内に配備している可搬型設備は固縛を実施している</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う対象設備の相違</p>
対象設備	台数 (台)			固縛箇所数 (箇所)																																															
		1台あたり	合計																																																
中型ホース展張車 (150A)	1	3	3																																																
大量送水車	1	3	3																																																
タンクローリ	1	3	3																																																
初動対応で固縛解除する箇所数			9																																																
対象設備	台数 (台)	固縛箇所数 (箇所)																																																	
		1台あたり	合計																																																
ホイールローダ	1	2	2																																																
可搬型大型送水ポンプ車	1	5	5																																																
ホース延長・回収車 (送水車用)	1	5	5																																																
可搬型タンクローリ	1	3	3																																																
初動対応で固縛解除する箇所数			15																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>※：今後の検討結果等により変更となる可能性があるが、作業時間に影響がない範囲で行う。</p> <p>第3図 可搬型設備の固縛解除の概要</p>	 <p>第3図 可搬型設備の固縛解除の概要</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 外観点検及びエンジン始動 外観点検及びエンジン始動は2名1組で対応することとし、徒歩による移動速度（4km/h）に余裕を考慮した時間として、可搬型設備1台当たり約1分と設定する。</p> <p>(2) 固縛解除作業の想定時間の妥当性 重大事故等時の初動対応において、固縛対象となる可搬型設備の出動準備は緊急時対策要員9名で実施する。想定時間の妥当性確認に当たっては、保守的に以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイールローダ、大量送水車、中型ホース展張車（150A）及びタンクローリーの車両等出動前確認は、各2名で実施 <p>上記を踏まえ、固縛解除を含む車両等出動前確認に要する時間について検討した結果、約4分に対応が可能であることより、固縛解除作業の想定時間は妥当であることを確認した。（第3表）</p> <p>現実的には、妥当性確認において考慮していない緊急時対策要員1名の増員による対応も可能であることから、車両等出動前確認時間は短縮するものとする。</p>	<p>b. 外観点検及びエンジン始動 外観点検及びエンジン始動は2名1組で対応することとし、徒歩による移動速度（4km/h）に余裕を考慮した時間として、可搬型設備1台当たり約1分と設定する。</p> <p>(2) 固縛解除作業の想定時間の妥当性 重大事故等時の初動対応において、固縛対象となる可搬型設備の出動準備は以下の要員で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイールローダは、アクセスルートの状況確認後に災害対策要員2名で実施する。 ・可搬型人型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）はアクセスルート復旧後に災害対策要員2名で実施する。 ・可搬型タンクローリーは、給油活動を行う事務局員2名が発電所に参集後に実施する。 <p>有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車については、固縛解除を含む車両等出動前確認に要する時間について検討した結果、約15分に対応が可能であることより、固縛解除作業の想定時間は妥当であることを確認した。（第3表）</p> <p>現実的には、妥当性確認において考慮していない災害対策要員1名の増員による対応も可能であることから、車両等出動前確認時間は短縮するものとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う対応要員の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う作業内容及び作業時間の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う対応要員の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																										
	<p style="text-align: center;">第3表 車両等出勤前確認に係る想定時間の妥当性</p> <table border="1" data-bbox="955 220 1745 802"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">作業内容</th> <th rowspan="2">対象数^{※3}</th> <th rowspan="2">単位作業時間</th> <th rowspan="2">対応要員^{※5}</th> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>作業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホイールローダ</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>0箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>0分</td> <td rowspan="2">1分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中型ホース展張車(150A)</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンクローリー</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型設備の固縛解除及び車輪止め外し ※2：外観点検及びエンジン始動 ※3：各設備の固縛箇所数及び台数は第2表参照 ※4：緊張固縛又は余長付き固縛を解除する時間 ※5：対応要員1組2名で構成 ※6：1組（2名）で対応するため、固縛解除後に外観点検を実施する場合の作業時間を記載</p>	対象設備	作業内容	対象数 ^{※3}	単位作業時間	対応要員 ^{※5}	作業時間		作業	合計	ホイールローダ	固縛解除 ^{※1}	0箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	0分	1分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	中型ホース展張車(150A)	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	大量送水車	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	タンクローリー	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	<p style="text-align: center;">第3表 車両等出勤前確認に係る想定時間の妥当性</p> <table border="1" data-bbox="1786 220 2588 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">作業内容</th> <th rowspan="2">対象数^{※3}</th> <th rowspan="2">単位作業時間</th> <th rowspan="2">対応要員^{※5}</th> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>作業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホイールローダ</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>2箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>2分</td> <td rowspan="2">3分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>5箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>5分</td> <td rowspan="2">6分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホース延長・回収車(送水車用)</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>5箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>5分</td> <td rowspan="2">6分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型タンクローリー</td> <td>固縛解除^{※1}</td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所^{※4}</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分^{※6}</td> </tr> <tr> <td>外観点検^{※2}</td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型設備の固縛解除及び車輪止め外し ※2：外観点検及びエンジン始動 ※3：各設備の固縛箇所数及び台数は第2表参照 ※4：余長付き固縛を解除する時間 ※5：対応要員1組2名で構成 ※6：1組（2名）で対応するため、固縛解除後に外観点検を実施する場合の作業時間を記載</p>	対象設備	作業内容	対象数 ^{※3}	単位作業時間	対応要員 ^{※5}	作業時間		作業	合計	ホイールローダ	固縛解除 ^{※1}	2箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	2分	3分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	可搬型大型送水ポンプ車	固縛解除 ^{※1}	5箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	5分	6分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	ホース延長・回収車(送水車用)	固縛解除 ^{※1}	5箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	5分	6分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	可搬型タンクローリー	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台	1分	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う対象車両及び作業時間の相違</p>
対象設備	作業内容						対象数 ^{※3}	単位作業時間	対応要員 ^{※5}	作業時間																																																																																																			
		作業	合計																																																																																																										
ホイールローダ	固縛解除 ^{※1}	0箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	0分	1分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
中型ホース展張車(150A)	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
大量送水車	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
タンクローリー	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
対象設備	作業内容	対象数 ^{※3}	単位作業時間	対応要員 ^{※5}	作業時間																																																																																																								
					作業	合計																																																																																																							
ホイールローダ	固縛解除 ^{※1}	2箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	2分	3分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
可搬型大型送水ポンプ車	固縛解除 ^{※1}	5箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	5分	6分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
ホース延長・回収車(送水車用)	固縛解除 ^{※1}	5箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	5分	6分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								
可搬型タンクローリー	固縛解除 ^{※1}	3箇所	1分/箇所 ^{※4}	1組	3分	4分 ^{※6}																																																																																																							
	外観点検 ^{※2}	1台	1分/台		1分																																																																																																								

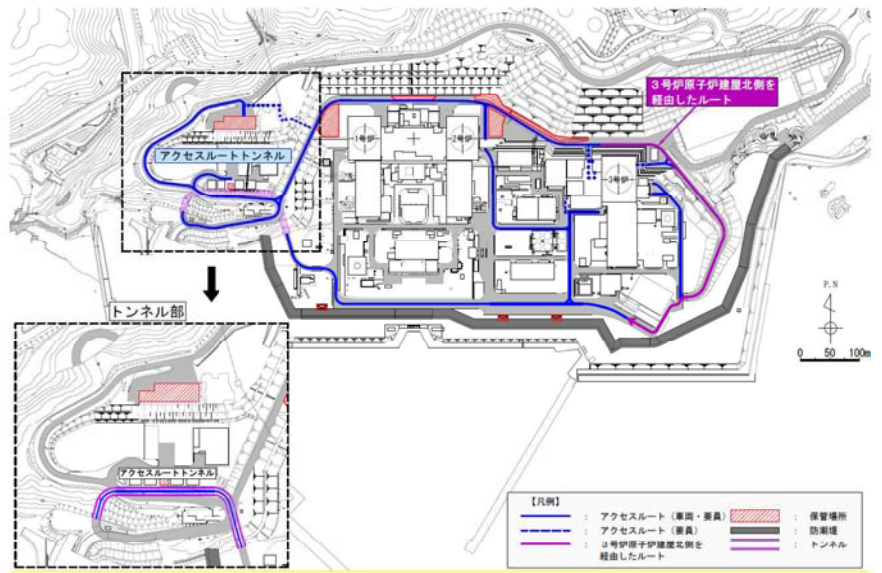
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>該当箇所無し</p>	<p>補足 (14)</p> <p>アクセスルートの用語の定義</p> <p>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</p> <p>1. 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」と「サブルート」で定義する。</p> <p>2. 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」と「迂回路」で定義する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="955 909 1736 1507"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td rowspan="2">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td>・地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td>・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td rowspan="2">屋内アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td>・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</td> </tr> <tr> <td>迂回路</td> <td>・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	・地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。	サブルート	・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。	迂回路	・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。	<p>補足資料(20)</p> <p>アクセスルートの用語の定義</p> <p>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</p> <p>1. 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」、「サブルート」、「自主整備ルート」で定義する。</p> <p>2. 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」と「迂回路」で定義する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1804 909 2588 1591"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td rowspan="3">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td>・地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td>・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</td> </tr> <tr> <td>自主整備ルート</td> <td>・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td rowspan="2">屋内アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td>・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</td> </tr> <tr> <td>迂回路</td> <td>・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	・地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。	サブルート	・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。	自主整備ルート	・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。	迂回路	・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。	<p>相違理由</p> <p>【島根】方針の相違 ・泊は、自主整備ルートを設定している。(柏崎と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】方針の相違 ・「自主整備ルート」を使用が可能な場合に活用するルートとして設定している。 ・島根は、屋内アクセスルートについて迂回路のみ排除や乗り越え等による通行を考慮していることから、アクセスルートとの評価の違いを説明するために記載していると考えられる。一方、泊は、アクセスルート及び迂回路のいずれも、転倒した資機材の排除や乗り越えによる通行を考慮した評価を実施し、両者に差異が無いことから記載していない。</p>
場所	大分類	小分類	概要説明																																		
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	・地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。																																		
		サブルート	・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。																																		
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。																																		
		迂回路	・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。																																		
場所	大分類	小分類	概要説明																																		
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	・地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。																																		
		サブルート	・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。																																		
		自主整備ルート	・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。																																		
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。																																		
		迂回路	・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
該当箇所無し	該当箇所無し	<p style="text-align: right;">補足資料(22)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルートトンネルの運用について</p> <p>アクセスルートトンネルは、重大事故等時の活動における屋外のアクセスルートとして設定しており、耐震性を確保する設計とされていることから、高台から10m盤への可搬型設備の通行経路として期待する。</p> <p>このため、重大事故等に備えたルートとして常時確保する必要性から、通常の発電所の運用には使用しないため、現場にその旨の注意表示を掲示し識別する。ただし、発電所構内での傷病者、火災発生等の緊急時、訓練、巡視及び保守・点検時については、管理された状況で一時的に使用するものであることから制限しない。</p> <p>また、アクセスルートトンネルに障害物等がなく通行可能であることを確認するため1回/日の巡視を実施することに加え、1回/年の点検を実施し、当該トンネルの健全性を確認するとともに、必要に応じて補修作業を実施する。</p> <p>なお、アクセスルートとして必要な道路幅(3.5m)を確保できていない状況であることを確認した場合は、速やかに復旧を行うと同時に、3号炉原子炉建屋北側を経由したルートが通行可能であることを確認する。</p> <p>以上のアクセスルートトンネルの運用については、保安規定に基づく社内規程類に規定するものとする。</p> <p>アクセスルートトンネルの配置図を第1図に示す。</p>  <p>第1図 アクセスルートトンネルの配置図</p>	<p>【女川及び島根】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊固有の補足資料</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
該当箇所無し	該当箇所無し	<p style="text-align: right;">補足資料(23)</p> <p style="text-align: center;">ホイールローダの走行速度の検証について</p> <p>1. 内容 ホイールローダの走行速度の検証</p> <p>2. 実施日 令和●年●月●日</p> <p>3. 場所 ●●●●●</p> <p>4. 検証概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、●mの直線コースを1速で走行し、走行に要する時間を測定した。 時間の測定は、計3回実施した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【走行速度検証結果の反映】 (ホイールローダの走行速度の検証について、実施結果を受けて反映のため)</p> </div> <p>《ホイールローダの仕様》 全長：713cm 全幅：337cm 高さ：337cm 車両総重量：約10.2t バケット容量：1.6m³</p> <p>5. 検証結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【走行速度検証結果の反映】 (ホイールローダの走行速度の検証について、実施結果を受けて反映のため)</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載方針の相違 ・泊は、ホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成</p>